令和元年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

令和元年度

肉牛生産総合対策計画（広域連合管

福知山市

目　　次

令和元年度　事業体系図……1

令和元年度　事業概要……4

令和元年度　男女共同参画推進にかかる事業調査結果……27

資料

審議会等への女性の参画状況調査表……38

重要項目の数値目標に対する実績……42

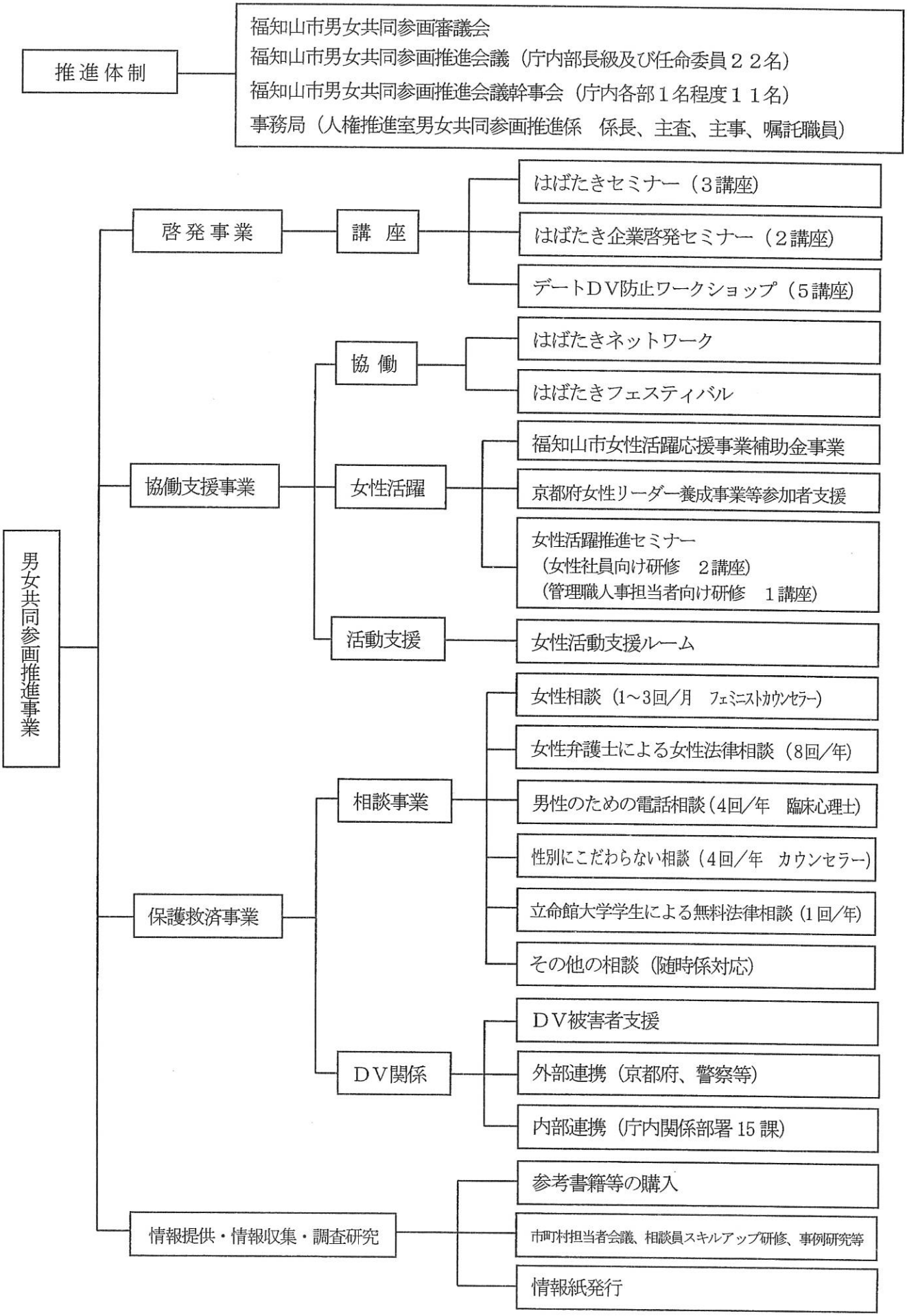
福知山市男女共同参画推進条例……43

情報紙・啓発資料……45

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成１８年１０月施行）第１４条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図（令和元年度）



令和元年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（全１回）		
1	日　時	令和元年７月２２日（月）午後７時～９時
	場　所	男女共同参画センター　会議室２　６人
	内　容	① 平成３１年度事業報告について ② 令和元年度事業計画について ③ 男女共同参画推進会議幹事会の取組について

令和元年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（全２回）		
1	日　時	令和元年６月１４日（金）午後１時３０分～３時
	場　所	男女共同参画センター　会議室１　１７人
	内　容	① 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ② 男女共同参画推進会議幹事会委員の任命について ③ 平成３１年度事業報告について ④ 令和元年度事業計画について
2	日　時	令和２年２月２１日（金）午前９時～１０時３０分
	場　所	男女共同参画センター　会議室１　１８人
	内　容	① 男女共同参画に関する意識調査の結果について ② 令和元年度男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について

令和元年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（全８回）		
1	日　時	令和元年６月１８日（火）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　女性活動支援ルーム　１０人
	内　容	① 平成３０年度男女共同参画の取組について ② 令和元年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について
2	日　時	令和元年７月１９日（金）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　会議室２　８人
	内　容	第３次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン２０１１後期計画推進のための取組
3	日　時	令和元年８月２１日（水）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　会議室２　９人
	内　容	第３次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン２０１１後期計画推進のための取組
4	日　時	令和元年９月１８日（水）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　会議室１　１１人
	内　容	第３次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン２０１１後期計画推進のための取組

5	日　時	令和元年１０月１８日（金）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　会議室１　９人
	内　容	第３次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン２０１１後期計画推進のための取組
6	日　時	令和元年１１月１５日（金）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　女性活動支援ルーム　９人
	内　容	第３次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン２０１１後期計画推進のための取組
7	日　時	令和元年１２月１８日（水）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　会議室２　８人
	内　容	第３次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン２０１１後期計画推進のための取組
8	日　時	令和２年１月２２日（水）午後２時～３時３０分
	場　所	男女共同参画センター　会議室２　１０人
	内　容	第３次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン２０１１後期計画推進のための取組
主な活動		・介護休暇制度の取得に関する市職員へのアンケートを実施し、介護休暇制度が浸透しておらず、取得しづらい環境であるという課題を把握。介護休暇制度の取得促進のための市職員向けの周知パンフレットを作成。 ・家庭内における固定的役割分担意識に着目し、育児・家事分担に対する夫婦間の意識の差について市職員向けにアンケート調査を実施。アンケート結果を踏まえ、夫婦内での分担が円滑に行えるよう家事の見える化と家事シェアが行えるチラシを作成。

令和元年度男女共同参画推進事業概要

1　啓発事業

【啓発】

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」（全３講座）	
事業概要	「はばたきプラン２０１１後期計画」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。	
第１講座	開催日	令和元年６月２６日（水）午後７時～８時３０分
	会　場	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	多様な性と共に生きる～LGBTについて～
	講　師	堤　あやかさん（NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会）
	参加者	５７人
	備　考	
第２講座	開催日	令和元年９月１７日（火）午後１時～３時３０分
	会　場	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	自分と大切な人を守る防災～女性・乳幼児とその保護者・障がい児・アレルギー患者の視点で考える～
	講　師	辻　由起子さん（ほくせつ親子防災部代表　社会福祉士）
	参加者	３１人
	備　考	
第３講座	開催日	令和元年１１月１１日（月）午後１時３０分～３時
	会　場	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	「サバイバーが語る性暴力・ＤＶ・虐待」～心の痛みに気づき自分らしい生き方をみつけるまで～
	講　師	柳谷　和美さん（おやこひろば桜海桃李代表）
	参加者	６１人
	備　考	共催：　福知山市要保護児童対策地域協議会
成果 課題	全３回の講座を開催。「ＬＧＢＴ」「防災」「ＤＶ・児童虐待」など啓発期間に合わせて講座を開催し、「防災」をテーマにした講座では非常食の試食をするなど、各テーマへの意識を高めることができた。 今後も幅広い世代への啓発となるよう、より身近なテーマで継続した啓発を行っていく。	

事業名	はばたき企業啓発セミナー（全２講座）	
事業概要	「はばたきプラン２０１１後期計画」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。	
第１講座	開催日	令和２年９月１２日（木）午後１時３０分～３時
	会　場	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	ワーク･ライフ･バランス～子育て･介護と仕事の両立～
	講　師	畠山　初美さん（一般社団法人女性労働協会女性就業支援専門員）
	対象者	市内企業及び事業所人事担当者、市民
	参加者	３１人
	備　考	共催：福知山市企業人権教育推進協議会 協力：女性就業支援全国展開事業
第２講座	開催日	令和元年２月６日（木）午後１時３０分～３時
	会　場	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	女性活躍推進・ハラスメント対策強化のポイント～法改正をふまえて今企業とるべき対応とは～
	講　師	畠中　直美さん（一般社団法人チャレンジドＬＩＦＥ代表、ＷＬＢＣ関西） 里内　友貴子さん（里内法律事務所弁護士、ＷＬＢＣ関西）
	対象者	市内企業及び事業所人事担当者、市民
	参加者	３１人
	備　考	共催：福知山市企業人権教育推進協議会
成　果 課　題	企業の研修担当者や人事担当者を対象に啓発した。企業向けとして開催したが、関心のある市民の参加もあった。今後も継続して広く呼びかけ啓発していく必要がある。	

事業名	デートＤＶ防止ワークショップ	
事業概要	「はばたきプラン２０１１後期計画」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートＤＶ防止ワークショップを実施。	
第１講座	開催日	令和元年６月２０日（木）午後１時１５分～４時５分
	会　場	福知山高校
	テーマ	デートDV防止
	講　師	人権学習サークルＷＩＴＨ ＹＯＵ
	対象者	福知山高等学校３年生
	参加者	２３０人

第２講座	開催日	令和元年１２月１６日（月）午前１０時～１０時４５分
	会　場	福知山高校三和分校
	テーマ	デートDV防止
	講　師	人権学習サークルＷＩＴＨ ＹＯＵ
	対象者	福知山高校三和分校３年生
	参加者	１９人
第３講座	開催日	令和２年1月１０日（金）
	会　場	福知山成美高校
	テーマ	デートＤＶ防止
	講　師	人権学習サークルＷＩＴＨ ＹＯＵ
	対象者	福知山成美高校１年生（６クラス）
	参加者	１４６人
第４講座	開催日	令和２年1月２４日（金）
	会　場	福知山成美高校
	テーマ	デートＤＶ防止
	講　師	人権学習サークルＷＩＴＨ ＹＯＵ
	対象者	福知山成美高校１年生（５クラス）
	参加者	１４９人
第５講座	開催日	令和２年1月２４日（金）午前９時４０分～１２時３０分
	会　場	大江高校
	テーマ	デートＤＶ防止
	講　師	人権学習サークルＷＩＴＨ ＹＯＵ
	対象者	大江高校１年生
	参加者	３６人
成　果 課　題	市民活動団体と協働し、若年層へのデートＤＶ防止啓発として、市内中学生、高校生を対象としたワークショップ形式による学習機会を提供できた。受講した生徒の理解としては、個人差はあるものの、しっかりと問題を受け止めてデートＤＶについて考える機会となっている。今後も各学校と連携し、教職員も含めて継続した啓発を行っていく。	

【協働】

事業名	第２２回はばたきフェスティバル	
事業概要	「第２２回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。	
実施内容	開催日	令和２年２月１６日（日）
	会　場	ハピネスふくちやま
	テーマ	自分らしく生きるために　つなごう未来へ
	内　容	講演会・各種イベント
	全体会	時　間：午後１時～午後３時３０分 場　所：福知山市民ホール 対象者：市民 参加者：１６０人 ○オープニング 福知山公立大学吹奏楽サークル「トゥッティ」による演奏 ○講演　「男性介護者の問題について」 講師　津止　正敏さん（立命館大学産業社会学部現代社会学科教授）
	イベント	「おとう飯　男性の料理教室」 時　間：午前１０時～１２時４５分 場　所：栄養指導室 参加者：大人１１人、子ども１人
		「バザー」 日　時：午前１０時～１２時４５分 場　所：男女共同参画センター　会議室２ 参加者：大人２８０人、子ども３８人
		「手作りコーナー」 日　時：午前１０時～１２時４５分 場　所：男女共同参画センター　会議室１ 参加者：大人６５人、子ども２７人
		「子供向けお楽しみコーナー」 （絵本読み聞かせ・バルーンアート） 時　間：午前１０時～１２時４５分 場　所：ワーキングルーム 参加者：大人２０人、子ども３７人
		「講座と寸劇『電話で現金、それは詐欺！！』」 時　間：午前１０時５０分～１１時５０分 場　所：会議室１ 参加者：大人６４人、子ども８人
		「カフェ」 日　時：午前１０時～１２時４５分 場　所：男女共同参画センター　会議室１ 参加者：大人１２５人、子ども９人

	イベント	「体操スワロビクス」 日　時：午前１０時～１０時３０分 場　所：男女共同参画センター　女性活動支援ルーム 参加者：２２人
		「やってみよう！脳トレ・健康麻雀」 日　時：午前１１時～１２時４５分 場　所：男女共同参画センター　女性活動支援ルーム 参加者：大人４０人、子ども１人
		「笑いヨガ」 日　時：午前１０時３５分～１１時３５分 時　間：福知山市民ホール前ロビー 参加者：大人２６人
	展　示	はばたきフェスティバル実行委員団体活動紹介 期間：令和2年1月１５日（水）～2月１６日（日） 場所：男女共同参画センター
		「事前展示」 場所：福知山市男女共同参画センター、三和会館、夜久野支所、鬼和味、図書館、 まいまい堂、吹風舎、福知山公立大学、文進堂、古本と珈琲モジカ 内容：チラシ、ポスター、はばたきネットワーク活動紹介の設置
実行委員会	１４団体	
成　果 課　題	実行委員会を中心に企画・運営し、講演会・イベント・展示を行った。今年度はポスターと看板を作成し、広報活動に注力したほか、平安レディース・福知山警察署による詐欺防止の寸劇や脳トレ・健康麻雀などの新しいイベントも実施した。また、「男性介護者の問題」の講演は大変好評であり、沢山のご感想が寄せられた。一方で、若年層の参加が少なく、全ての世代に興味を持ってもらえる講演・イベント内容の検討が必要である。	

事業名	はばたきネットワーク会議	
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 （構成団体数：令和2年3月３１日現在　１４団体）	
第1回 会　議	日時	令和元年5月２２日（水）　午後1時３０分～3時
	場所	男女共同参画センター　女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・平成３０年度事業報告について ・役員改選 ・令和元年度事業計画について
第2回 会　議	日時	令和元年9月４日（水）　午前9時３０分～１１時
	場所	男女共同参画センター　女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・はばたきネットワーク学習会について ・ＤＶ防止啓発について

第3回 会　議	日時	令和2年2月１９日（水）　午前9時３０分～１０時３０分
	場所	男女共同参画センター　女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・令和元年度事業報告について ・活動の振り返り
第1回 学習会	日　時	令和元年7月３日（水）　午前9時３０分～１１時
	場　所	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	ＤＶ被害者への理解を深める～命の問題に気づく
	講　師	竹之下雅代さん（ウィメンズカウンセリング京都）
	参加者	２５人
第2回 学習会	日　時	令和元年１２月１７日（火）午後1時３０分～3時
	場　所	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	人ごとではないＬＧＢＴ
	講　師	あかた　ちかこさん（京都精華大学非常勤講師）
	参加者	４０人
ＤＶ防止 展示	期間	令和元年１１月１２日（火）～１１月２５日（月）
	場所	ハピネスふくちやま１階、男女共同参画センター、図書館中央館、大江支所、三和支所、夜久野支所、三和会館、京都銀行福知山支店、京都北都信用金庫福知山中央支店
	内容	パープルリボンメッセージ、パープルリボンの木を展示し、ＤＶ防止の啓発を行った。
ＤＶ防止 街頭啓発	期間	令和元年１１月１日（金）～１１月１１日（月）
	場所	三ツ丸ストア駅南店、イオン福知山店、コーナン福知山店、ニシヤマ荒河店、福知山武道館
	内容	ＤＶ防止啓発のため、啓発物品、パープルリボン、相談窓口案内カード等を配布した。
成　果 課　題	ネットワーク独自事業として、学習会を２回実施した。年々増加傾向にあるＤＶ被害について、被害者への理解を深める学習ができた。また、ＬＧＢＴについての講座では、事前に講師とミーティングで学びたい内容を伝えるなど、素朴な疑問やカミングアウトされたときの対応など身近なこととして捉えた学習ができた。 また、ＤＶ防止のためのパープルリボンを作成し、啓発期間に街頭啓発や展示する等、市とネットワークの協働によりＤＶ防止啓発に努めた。	

事　業　名	福知山市女性活躍応援事業補助金
事業概要	女性が地域や職場においてその個性と能力を十分に発揮し、活躍することを推進するため、京都府と連携し、女性の活躍の推進を図る事業を行う福知山市内の民間団体における当該事業に係る経費について一部助成する。
補助対象団　体	福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、京都府女性活躍応援事業補助金に採択された団体
補助率 （上　限）	京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の３分の２以内 【地域】１０万円（上限）、【職場】１０万（上限）
交付実績	【地域】１件

事　業　名	京都府女性リーダー養成事業等参加者支援
内　　容	京都府が実施する女性リーダー養成事業（地域女性エンパワーメントセミナー事業）への参加者に対して、バス運行支援を実施。
日　　時	令和元年６月２４日（月）
場　　所	八幡市文化センター　小ホール
参加人数	２３人

事業名	女性活躍セミナー（①女性社員向け研修全２回、②管理職・人事担当者向け研修１回）	
事業概要	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者と雇用者双方に対して意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	
①　女性社員向け研修（全２回）		
会　場	市民交流プラザ　会議室３－２	
テーマ	“未来のわたし”応援講座　自分らしいキャリアを描き、仕事に活かせる実践的なスキルアップスキルを身に着ける	
対象者	市内企業及び事業所等で働く女性社員	
講　師	井本 七瀬さん（キャリアコンサルタント）	
第１回	開催日	令和元年１０月１５日（火）午後１時～４時
	参加者数	８人
第２回	開催日	令和元年１１月２６日（火）午後１時～４時
	参加者数	７人
②　管理職・人事担当者向け研修（１回）		
第１回	開催日	令和元年１２月１１日（水）午後１時３０分～３時１５分
	会　場	男女共同参画センター　会議室１
	テーマ	女性活躍推進は経営をどう変えるか！
	講　師	福井　正樹さん（ＷＬＢＣ関西）
	対象者	企業の経営者、管理職・人事担当者
	参加者数	９人
備　考	①　共催：女性活躍支援拠点京都ウィメンズベース	
成　果 課　題	市内企業における女性活躍推進に向けた啓発として、商工会議所や商工会等経済団体と連携を図り、研修を実施することができた。勤務体制等の問題もあり、参加者数は少なかったものの、参加者からは高い評価を得ることができた。今後も、行政と経済団体等が連携し、労働者と雇用者双方の理解促進に向けた積極的な啓発が必要である。また、多くの市内企業の女性社員や経営者等に参加を促せるような事業内容、広報を考える必要がある。	

事　業　名	女性起業家応援プロジェクト事業	
事業概要	地域に潜在する起業をめざす女性や創業間もない女性起業家を対象に、ワークショップや意見交流等を実施し、起業に必要なノウハウや事業継続に必要なヒントをつかむ機会を提供する。参加者自身のビジネスプランをより具体化することで、創業の可能性、持続性を確実なものにするとともに、創業意欲を高め、産業支援センターの起業相談へとつなげる。 昨年度実施した講演会、ワークショップのフォローアップセミナー	
会　場	男女共同参画センター　会議室１	
講　師	中村　朱美さん（株式会社minitts代表取締役）	
女性のための起業応援フォローアップセミナー		
対象者	起業をめざす又は創業間もない女性	
第１回	開催日	令和元年７月５日（金）午後１時３０分～３時
	テーマ	利益や雇用を生み出すビジネスの作り方
	参加者数	２０人
第２回	開催日	令和元年８月２日（金）午後１時３０分～３時
	テーマ	ブランディング力を向上！
	参加者数	２４人
備考	共催：福知山市産業支援センター 後援：福知山商工会議所、福知山市商工会	
成果 課題	産業支援センターや商工会議所、商工会との連携により、昨年度実施した女性起業家支援のための講演会やワークショップのフォローアップセミナーを開催することができた。昨年度の参加者のみならず、新規の参加者も加わるなど起業への関心が高いことが伺えた。 引き続き次世代に向けた女性活躍支援及び人材育成事業を行っていく。	

2　支援事業

【活動支援】

（内容）女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動の支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数
4月	12回	152人
5月	24回	245人
6月	22回	222人
7月	27回	274人
8月	21回	221人
9月	25回	301人

月	利用回数	利用人数
10月	26回	254人
11月	32回	343人
12月	18回	185人
1月	22回	191人
2月	20回	224人
3月	8回	69人

合　計	257回	2,681人

3　相談事業

事業名	女性相談	
事業目的	女性に対する暴力や就業、セクシュアリティ等女性の人権に関する相談に応じるとともに、問題の早期解決を図る。	
事業内容	年間実施回数等	１８回、原則木曜日、午後１時～４時（各回１人１時間、定員３人）
	場所	男女共同参画センター（ハピネスふくちやま３階）
	相談対応	女性問題専門カウンセラー
	人数（件数）	３０人（３８件）
成果 課題	・新規で相談を受ける人が増えてきた。広報が広く浸透していると感じる。 ・原則、面談相談であるが、外出が困難な人については電話での相談も受ける。（電話代は、相談者負担） ・緊急性の無い相談内容で、継続して相談を受けることを希望される場合もあるため、上限を５回とし、それ以上はキャンセル待ちで予約を取らせていただくこととする。 ・毎回、３枠の予約はほぼ埋まるが、当日になってキャンセルする人がある。キャンセル待ちの人も当日では予定があり受けていただけないことがある。	

事業名	性別にこだわらない相談	
事業目的	女性と限定せずに、どなたも安心して相談を受けていただくために実施する。	
事業内容	年間実施回数等	４回、木曜日、午後１時～４時（各回１人１時間、定員３人）
	場　　所	男女共同参画センター（ハピネスふくちやま３階）
	相談対応	専門カウンセラー
	人数（件数）	２人（２件）
成果 課題	・相談を利用される人は圧倒的に女性が多いが、女性に限らず相談を必要としている人は居るため、相談窓口の案内、啓発に努める。	

事業名	男性のための電話相談（全４回：各回３時間）	
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。	
事業内容	年間実施回数等	４回、土曜日（午前１０時３０分～１２時）、月曜日（午後５時３０分～７時）各回１人３０分、定員３人
	相談対応	臨床心理士（男性）
	人数（件数）	２人（４件）
成果 課題	・内容はストーカー等について。 ・毎年、相談件数が少ないため、相談時間を前年度までの２時間から１時間３０分に縮小した。少ない人数ではあるが、ゼロになることはないため、相談窓口は必要であると感じる。広報の仕方に工夫が必要。	

事　業　名	女性弁護士による女性法律相談	
事業目的	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談を受ける機会を設け、法律の側面から専門的な情報を提供し早期解決を図る。	
事業内容	年間実施回数等	８回、水曜日、午後１時～午後４時　（各回１人４５分、定員４人）
	場　　所	男女共同参画センター（ハピネスふくちやま３階）
	相談対応	女性弁護士（京都弁護士会）
	人数（件数）	２６人（２６件）
成　果 課　題	・利用希望者が多く、早く予約されるため、次の相談日が２ヵ月後になる場合もある。相談内容は離婚に関することが多く、早く情報を知りたいと思われている人が多いため、断念する人も多い。 ・今年度は、予約したことを忘れていたり、急な仕事などによりキャンセルされる人があった。市民課市民相談室と連携し、相談者を案内していただくこともあった。 ・今後は、早い時期に予約確認の連絡をするなどし、相談を希望する人に一人でも多く利用していただけるようにしたい。	

事　業　名	立命館大学学生無料法律相談	
事業目的	ＤＶ相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。官学協働で法律相談を実施することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	
事業内容	日　　時	令和元年８月２４日（土）午前１０時～午後４時３０分
	場　　所	市民交流プラザふくちやま
	相談対応	立命館大学学生法律相談部　学生ほか
	相談件数	１２件
成　果 課　題	多くの学生が参加しているので、それぞれの専門分野において、幅広く丁寧に相談に対応することができる。相談時間が無制限であり、かつ無料で法律相談が受けることができることは、市民には魅力的であると考える。できるだけ早い時期から広報をすることで、より多くの市民に法律相談の機会を提供していきたい。	

〈女性相談内容の内訳〉

＊1人1カウント。同一人が継続して複数回相談した場合も1とカウント。情報提供を含む。

内（ ）は性別にこだわらない相談

	職員対応			女性問題カウンセラーによる女性相談（専門）			女性弁護士による女性法律相談（専門）			【職員・女性・法律】合計		
年度	元年度	30年度	29年度	元年度	30年度	29年度	元年度	30年度	29年度	元年度	30年度	29年度
年間実施回数（性別にこだわらない相談）				22 (4)	22 (4)	22 (4)	8	8	8			
DV	82	88	77	6 (1)	4	11 (1)	3	4	4	91	96	91
離婚	6	3	3	7 (1)	9	4	7	14	7	20	26	14
セクシュアル・ハラスメント	0	2	1	1	0	1	0	0	0	1	2	2
ストーカー	3	6	15	0	0	0	1	0	1	4	6	16
夫婦関係	2	0	0	3	5	6 (1)	4	1	0	9	6	5
家庭	4	5	9	7	9	10 (1)	2	1	0	13	15	18
その他	23	30	33	8	11	3	9	6	16	40	47	52
計	120	134	138	32 (2)	38	35 (3)	26	26	28	178	198	198

4　ＤＶ被害者等支援

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき支援を行った。

ＤＶ被害者が安心して安全な生活をするために、相談者の気持ちに寄り添い、庁内ＤＶ被害者支援担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援総合センター、警察等）への情報提供、一時保護やＤＶ被害者の自立に向けての支援など総合的な支援を実施するとともに、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

庁内ＤＶ被害者支援担当課会議、福知山市ＤＶ・ストーカー対策ネットワーク会議（福知山警察署と京都府関係機関との会議）の定期開催、また、北部市町ＤＶ担当者会議等へ参加するなど、関係部署との連携強化に努め、適切な支援に繋げることができた。

ＤＶ・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置等の設定に関する対応等について、庁内担当課間において統一した対応を図るため平成３０年度にＤＶ等被害者情報の漏洩防止とＤＶ等被害者の安全確保について整備したＤＶ等被害者情報管理体制に基づき支援をした。

多様な性（ＳＯＧＩ）について、他人事ではなく自分自身のこととして理解を深め、だれもが相談しやすい環境整備と啓発に努めた。

ＳＯＧＩ

ＳＯ（Ｓｅｘｕａｌ　Ｏｒｉｅｎｔａｔｉｏｎ＝性的指向）

ＧＩ（Ｇｅｎｄｅｒ　Ｉｄｅｎｔｉｔｙ＝性自認）

＊ＬＧＢＴがＬ《レズビアン》、Ｇ《ゲイ》、Ｂ《バイセクシュアル》、Ｔ《トランスジェンダー》を指し、そのカテゴリーに当てはまる人と、当てはまらない人があるのに対し、ＳＯＧＩは、『誰にでも性的指向と性自認があり、それによって差別されてはいけない』という考えを示すもので、すべての人に関わること。

5　情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲　載　資　料	内　　容（テーマ）	備　　考
広報ふくちやま6月号　HP	・「はばたきネットワーク」メンバー募集	お知らせ メンバー募集
広報ふくちやま6月号　HP	・第22回「はばたきフェスティバル」実行委員会募集	お知らせ 実行委員募集
広報ふくちやま6月号 市公式ＳＮＳ　ＬＩＮＥ　HP	・はばたきセミナー第1講座「多様な性と共に生きる～LGBTについて～」(6/26)	お知らせ
広報ふくちやま6月号	・男女共同参画週間（6/23～6/29）	お知らせ
広報ふくちやま8月号 市公式ＳＮＳ　ＬＩＮＥ　HP	・立命館大学学生無料法律相談（8/24）	お知らせ
広報ふくちやま9月号 市公式ＳＮＳ　ＬＩＮＥ　HP	・はばたき企業啓発セミナー「ワーク・ライフ・バランス～子育て・介護と仕事の両立～」(9/12) ・はばたきセミナー第2講座「自分と大切な人を守る防災～女性・乳幼児とその保護者・障がい児・アレルギー患者の視点で考える～」(9/17)	お知らせ
広報ふくちやま10月号 市公式ＳＮＳ　ＬＩＮＥ　HP	・女性活躍推進セミナー女性社員向け研修「未来のわたし応援講座」(10/15、11/26)	お知らせ
市公式ＳＮＳ　ＬＩＮＥ　HP	・はばたきセミナー第3講座「サバイバーが語る性暴力・DV・虐待」～心の痛みに気づき自分らしい生き方をみつけるまで～(11/16) ・女性活躍推進セミナー管理職・人事担当者研修「女性活躍推進は経営をどう変えるか！」(12/11)	お知らせ
広報ふくちやま1月号　HP	第22回はばたきフェスティバル（2/16）	お知らせ
広報ふくちやま （相談がある月）	相談案内（女性相談・女性弁護士による女性法律相談・性別にこだわらない相談・男性のための電話相談）	お知らせ

【啓発資料】

配　布　時　期	資　料　名	規　格	備考
令和元年１０月	ＤＶ防止啓発用カード	名刺大・２色刷	市関係施設、医師会、民間事業所、各自治会宛等に配布
令和元年６月	デートＤＶ防止啓発用パンフレット	Ａ４三折・２色刷	・市内高校１年生に配布 ・WITH　YOU による「デートＤＶ防止プログラム、ワークショップ」実施 ・高校、中学校で受講生徒に配布

【男女共同参画センター情報紙】

発行	主　な　内　容
令和元年６月	・「パパの子育てと仕事の両立」コラム掲載 ・男女共同参画週間について
令和元年９月	・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律について ・「名前のない家事」について ・防災について
令和元年１１月	・女性に対する暴力をなくす運動 ・はばたきセミナー第２講座レポート
令和２年３月	・第２２回はばたきフェスティバル開催レポート ・アンコンシャス・バイアスについて
備考	発行部数：約 500 部／1 回 配 布 先：市関係機関、子育て支援センター、はばたきネットワーク等

【男女共同参画センター啓発展示】

啓発期間	啓　発　内　容
平成３１年４月	ＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」等被害防止月間
令和元年６月	男女共同参画週間（6/23～6/29）
令和元年１１月	女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）

「はばたきプラン2011」後期計画実施計画

平成２８～３２年度

番号	課題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	1	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	ＤＶ被害者相談事業	職員の相談スキルを向上させ、ＤＶ被害者の救済と適確な支援の入り口となるＤＶ相談を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				ＤＶ防止啓発事業	11月のＤＶをなくす啓発期間にあわせ、ＤＶの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「ＤＶ相談支援カード」を設置する。	関係する部署	28. 29. 30. 31. 32
				デートＤＶ防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートＤＶ防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		2	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	職員課	28. 29. 30. 31. 32
				はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		3	社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
		4	被害女性に対する救済と支援	女性相談・ＤＶ相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」及び「ＤＶ相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	市民課	28. 29. 30. 31. 32
				ＤＶ被害者住民基本台帳事務支援措置	ＤＶ被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、ＤＶ被害者の保護に努める。	市民課	28. 29. 30. 31. 32
				市営住宅入居募集	ＤＶ被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	建築課	28. 29. 30. 31. 32
				母子生活支援事業	ＤＶ被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32

番号	課題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	4	被害女性に対する救済と支援	ＤＶ被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援 ・被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者（母親）の心身の健康管理 ・被害者の子どもの就園支援 ・被害者の子どもの就学支援 ・被害者の発見と相談	保険課 社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 市民病院	28. 29. 30. 31. 32
		5	相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32
				家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
				女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				人権相談	広く人権にかかる相談の場として月１回特設相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	社会福祉課	28. 29. 30. 31. 32
				京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
2		6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消の取組	はばたきセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続し実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		7	メディアにおける男女共同参画の推進	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月１回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32
				ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32
				市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	全部署	28. 29. 30. 31. 32

番号	課　題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	8	市民への啓発の推進	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	生涯学習課	28.29.30.31.32
				差別を許さない人材育事業（ＳＴＡＲ事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切にし、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	生涯学習課	28.29.30.31.32
				はばたきセミナー	年４回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、ＤＶ、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	人権推進室	28.29.30.31.32
				男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室	28.29.30.31.32
				人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	28.29.31.31.32
				広報ふくちやま	人権特集号等に掲載。掲載内容は、講演会のお知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はばたきプランなどについて、市民に周知する。	人権推進室	28.29.30.31.32
				人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演を実施。	人権推進室 子育て支援課	28.29.31.31.32
				高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室	28.29.30.31.32
				地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発ＤＶＤ等を活用した講座を実施。 ・ＤＶＤの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	生涯学習課	28.29.30.31.32
		9	学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の推進	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	教育総務課	28.29.30.31.32
				学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	学校教育課	28.29.30.31.32

番号	課題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	9		デートＤＶ防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートＤＶ防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		10	職員研修の充実と人材の育成	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課 全部署	28. 29. 30. 31. 32
				幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	28. 29. 31. 31. 32
				教職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
				学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	教育総務課	28. 29. 30. 31. 32
				消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部	28. 29. 30. 31. 32
				保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
				差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
				男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	31
				男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室	31
3		12	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進	はばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知と啓発に関するセミナーの実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

番号	課題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
3	生涯を通じた女性の健康支援	13	生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で１回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ併用検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業（子宮頸がん検診（20歳）、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施	健康推進課	28. 29. 30. 31. 32
				健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	人権推進室	28. 39. 30. 31. 32
				性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
4	家庭における男女共同参画の推進	14	家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
				はばたきセミナー	家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		15	女性の社会参加のための子育て支援の充実	保育園	子育て支援策として、公立9園、民間20園、小規模保育所2園で運営。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
				放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32

番号	課題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
4	家庭における男女共同参画の推進	15	女性の社会参加のための子育て支援の充実	子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、三和保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営）に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろばを設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	子育て支援課	28.29.30.31.32
				妊産婦にやさしい環境づくり	・「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	健康推進課	28.29.30.31.32
				パパ・ママ学級	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間６回の教室を実施(うち、３回は土曜日に開催)。	健康推進課	28.29.30.31.32
				両親学級　ダディ・マミィプラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の２回１クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	市民病院	28.29.30.31.32
				子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子育て支援課、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	市民病院	28.29.30.31.32
				院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	市民病院	28.29.30.31.32
		16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。 （府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。）	高齢者福祉課	28.29.30.31.32
				高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館	28.29.30.31.32
				高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	中央公民館	28.29.30.31.32

番号	課　題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
4		16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	生活交通課	28.29.30.31.32
5	働く場・地域における男女共同参画の推進	17	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	職員課 全部署	28.29.30.31.32
				次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	職員課 全部署	28.29.30.31.32
				ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	産業振興課 人権推進室	28.29.30.31.32
				福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	生涯学習課	28.29.30.31.32
				幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライスバランスの推進）に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	学校教育課	28.29.30.31.32
		18	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	農林業振興課	28.29.30.31.32
				はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。	人権推進室	28.29.30.31.32

番号	課題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
5		19	女性の就労・再就職のための支援	女性活躍セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	人権推進室	28.29.30.31.32
				就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	人権推進室	28.29.30.31.32
		20	地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を実施。	人権推進室	28.29.30.31.32
6	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	21	市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	審議会等を運営している課	28.29.30.31.32
				各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	関係する部署	28.29.30.31.32
		22	市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	28.29.30.31.32
				市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。（女性職員比率33%） ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ･配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	職員課 全部署	28.29.30.31.32
				女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署	28.29.30.31.32
				教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課	28.29.30.31.32
		23	企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。	人権推進室	28.29.30.31.32

番号	課　題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
6		24	地域活動における女性登用の啓発	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32
				丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	文化・スポーツ振興課	28. 29. 30. 31. 32
7	市民との協働体制の確立	25	女性団体の活動支	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
				女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		26	ＮＰＯやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成１３年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部（総務課）	28. 29. 30. 31. 32
8	その他の課題	27	防災における男女共同参画の推進	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間３回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	消防本部（予防課）	28. 29. 30. 31. 32
		28	国際的協調と連携	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

令和元年度　男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策番号	事業名	事業概要	実施結果（具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
1−5	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	窓口相談件数　325件中 女性　164件 弁護士相談件数　125件中 女性　66件 司法書士相談　89件中	今後とも、男女の区別なく相談を受付け、女性相談が必要な場合は遅滞なく男女共同参画係に引き継ぐ。	B	市民課
2-7	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月１回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	人にいちばん近いまちづくり人権講演会や第22回はばたきフェスティバル等の開催について広報ふくちやまを通じて市民に周知した。 そのほか、女性相談、就職支援、セミナーなどの案内を定期的に掲載した。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書広報課
2-7	ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	講演会や第22回はばたきフェスティバルや男女がともに考える「はばたきセミナー」等の開催について、市ホームページを通じて市民等に広く周知した。 H31.2.28にホームページをリニューアルし、各担当部署で記事の作成が可能となり、旬な情報を提供している。また、誰もが利用しやすいようウェブアクセシビリティの向上を図っている。	充実した内容の情報発信ができるよう各課との連携強化が必要である。	A	秘書広報課
6-24	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	生活衣館企画運営にかかる女性の参画常設及び企画展示の実施回数 ６回　うち女性委員の参画数６回	常設展については、丹波生活衣同好会が参画している。同会はほぼ女性により構成されているため、女性の参画率は高い。 課題として同会の会員の高齢化があり、今後の参画率の低下が懸念される。	A	文化・スポーツ振興課
1-2	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	平成30年度はセクハラに関する苦情相談が有り、苦情処理委員会を開催した。	セクハラ事象が発生し、管理・監督職のマネジメント力の強化、事象発生時の報告方法の周知・徹底するよう努める。	C	職員課
6-22	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・新任主任級・新任主査級研修 ・新任課長、新任課長補佐、新任係長級研修 ・派遣研修（市町村振興協会他）	今後は各職場にいて参加しやすい状況や女性職員の意識改革等に取り組んでいく必要がある。	A	職員課
1-4	ＤＶ被害者支援事業	被害者の子どもの予防接種、健康相談、被害者（母親）の心身の健康管理	ＤＶに関する相談12件 ＤＶに関する予防接種・乳幼児健診に関する相談・支援2件 ＤＶに関する経済面の相談・支援8件 ＤＶに関する就園相談・支援3件	関係機関が連携を図り、ＤＶ被害者とそこに生活する子どもの安全・安心を守るための包括的な支援を提供する。	A	子ども政策室
3-13	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で１回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ単独検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業（子宮頸がん検診（20歳）、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施	・子宮がん検診2,731人 クーポン利用者39人 ・乳がん検診1,415人 クーポン利用者115人 ・女性対象の健康講座を実施 依頼の健康教育3回35人。「女性の船」などのグループから健康教育の依頼があった。 ・派遣研修（市町村振興協会他）	新規受診者、継続受診者ならびに、健康に関心をもつ人が増えるように努める。	A	健康医療課 子ども政策室
4-15	妊産婦にやさしい環境づくり	「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	妊娠届け出者664人全員にマタニティーマークチェーンホルダーを配布し、活用を促した。	市民へのマタニティーマークの啓発が十分でない。	A	子ども政策室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
4-15	パパママ学級	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜日に開催)。	１回完結で年間６回（うち、２回は土曜日に開催）の教室を開催し、１３５人が参加。夫の同伴率は８８．７％であった。	引き続き、１回完結の内容にして参加者数の増加を目指す。男性の役割について分かりやすく伝えられる内容を取り入れる。	A	子ども政策室
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「ＤＶ相談支援カード」を設置する。	子ども政策室においては、カードの設置と併せて、子育て支援として個別対応する中で、ケースの個々の状況に応じて窓口を案内し、相談に繋げている。	引き続き、関係機関と連携をとり、必要な対象者へ支援を行う。	A	子ども政策室
1-4	母子生活支援事業	ＤＶ被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	ＤＶ被害者の母子生活支援施設利用件数 １家庭２人（母１人子１人）	ＤＶ被害者が納得し、安心して施設に入所できるよう心のケアを行う。施設入所後も、自立に向けた継続的な支援を行う。	A	子ども政策室
1-4	ＤＶ被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援 ・被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者（母親）の心身の健康管理 ・被害者の就園支援 ・被害者の就学支援	ＤＶに関する相談12件 ＤＶに関する予防接種・乳幼児健診に関する相談・支援2件 ＤＶに関する経済面の相談・支援8件 ＤＶに関する就園相談・支援3件	関係機関が連携を図り、ＤＶ被害者とそこに生活する子どもの安全・安心を守るための包括的な支援を提供する。	A	子ども政策室
1-5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	相談件数48件	多様化する子育て家庭の相談に対応できるよう、相談員のスキルアップを目指す。	A	子ども政策室
2-8	児童館たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	各児童館のたよりの中では啓発文を掲載をできていない。		C	子ども政策室
2-8	児童館における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権啓発事業（児童館） ・実施回数：33回 ・参加者人数：772人	全児童館での実施となっていない。	A	子ども政策室
2-10	保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	参加者：２６８人 （保育協会会員の保育士） 内訳 公立保育園：７０人 民間保育園：１９８人	平成３０年度は民間保育園のうち５園が保育協会に加盟しておらず、研修会に参加できていない。 平成３１年度から２園が再加盟し、研修会に参加するが、未加盟の３園が課題となる。	A	子ども政策室
4-14	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	依頼会員305人　援助会員66人　両方会員44人　合計415人 活動実績461件（自宅預かり145件 送迎191件　拠点預かり125件	依頼会員数に比較して援助会員数が少なく負担が大きい。 子どもが生後間もない時期であったり、急な依頼等、全ての依頼に対応できていない。	B	子ども政策室
4-15	保育園	子育て支援策として、公立9園、民間20園、小規模保育所2園で運営。	入園児童数（令和2年3月1日時点） 公立：　601人 私立：　2042人	保育士の確保が困難で、年度途中の0歳児、1歳児の入園ができない状況がある。	A	子ども政策室
4-15	子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、三和保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営）に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろばを設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	三和・夜久野・大江子育て支援センター利用者数7,026人、すくすくひろば利用者数12,181人。各施設にて、子育てに関する学習会、講座、子育て相談、子育て交流等を実施。また、子育てに関する情報を、ＳＮＳや情報誌により発信した。	地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」の利用者が急増しており、利用者の安全確保と充実した支援ができる体制作りが必要。本事業のニーズが高まる中、子ども政策室、支援センター、すくすくひろばがそれぞれの役割を明確にし、関係機関が十分な連携を図り包括的に保護者を支援する。相談の間口を広げるため、平成３１年度から、ラインによる子育て相談を実施する。	A	子ども政策室
1-4	ＤＶ被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。	DV被害者の生活の場を確保するため生活保護による経済的支援や相談はなかった。	DV被害者から相談があれば、速やかに経済的支援等の必要性を検討し速やかに対応していく必要がある。	A	社会福祉課
1-5	障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	委嘱した障害者相談員による相談日を市所管施設で月４回開催。また、電話や面接による相談を随時行うことで、障害のある人の日常生活の支援につながっている。 （障害者相談員数：男性９人、女性13人）		A	障害者福祉課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ＡＢＣ	担当課
4-16	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。（府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。）	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラ連合会、単位老人クラブを支援した。 シルバーリーダー研修会、女性リーダー研修会をそれぞれ１回開催。	組織化されていない地域もある。 会員は減少傾向にある。	Ｂ	高齢者福祉課
4-16	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するために補助金を交付した。また、就業機会の提供を目的とし「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて適切な業務発注に努めた。	高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するために、引き続きシルバー人材センターに対して必要な支援を行う。	Ａ	産業観光課
1-4	女性相談・ＤＶ相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」及び「ＤＶ相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	市民課窓口カウンター及び市民相談係窓口に通年でチラシとカードを設置し周知啓発を行った。 市民相談係では関連する相談者にチラシやカードを手渡し周知啓発した。	特になし。 次年度以降も要請に応じ協力する。	Ａ	市民課
1-4	ＤＶ被害者住民基本台帳事務支援措置	ＤＶ被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、ＤＶ被害者の保護に努める。	基幹系システム上で申出者の住民登録地を、職員も分からないようにしている。 本市住民登録の支援措置申出者：２２世帯・５８人（令和２年３月末時点）	他市で発生した事案を考慮し、本市の基幹系システム上で、住所を表記しないようにし、支援者の情報が漏洩しないよう細心の注意をはらっている。	Ａ	市民課
1-4	ＤＶ被害者支援事業	被害者の国民健康保険加入についての支援	DV被害者の支援　3世帯9名 窓口業務でのDV被害者の対応方法等について確認した。	知りえたDV被害者の住所をシステムに入力したり、書き留めたりしてはならないという申し合わせで運用している。 一人一人が意識しての運用であり、間違いがないように引き継がなければならない。	Ａ	保険年金課
5-18	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	協議会活動への幅広い参画を求めるとともに、協議会活動の周知に努めた。	参加拡大に向けた啓発に継続して努める。	Ｂ	農林業振興課
5-17	ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	公正採用に関する企業向け啓発冊子を作成し、福知山商工会議所、福知山市商工会、長田野工業センターを通して配布。その他、窓口等でも配布。また、求職者向けには、就職フェア、フェスタにて冊子を配布し、公正採用に関する説明を行った。	引き続き、企業には冊子の配布、求職者に対しては就職フェア等で説明を行い、企業側、求職者側両方の理解を深めるため、啓発活動に努める。	Ａ	産業観光課 人権推進室
1-4	市営住宅入居募集	ＤＶ被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・母子家庭については、南岡団地を母子家庭専用住宅とし、現在８世帯が入居中である。 ・DV被害者の緊急入居先として、空部屋を確保している。	ＤＶ被害者の各機関等との連携は取れており適切に対応が取れている一方、入居に際しては相手から遠方の住宅に居住したい希望に添えない場合がある。	Ａ	建築住宅課
2-10	消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	福知山市消防団幹部・新入団員研修会（４月１４日、参加人員２７０名）において人権研修を実施した。	女性消防団員の入団も増えてきたことから、女性も活動しやすい環境について更なる研修を図る。	Ｂ	消防本部
7-26	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成１３年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	令和元年度３名の入団あり。	防災への女性の力の積極的な活用のため、女性消防団員の入団促進を今後更に推進していく必要がある。	Ｂ	消防本部

施策番号	事業名	事業概要	実施結果（具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
8-27	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間３回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	今年度の自主防災リーダー養成講座は、７月豪雨のため実施していない。	女性の参加率が全体の６パーセントと低いことから、女性の視点の救護や介助、避難誘導などを取り入れた、女性リーダーの育成を推し進める。	B	消防署予防課
4-15	両親学級　ダディ・マミィプラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に課題解決できるように参加型集団指導を行うというもの。ハイリスク妊娠とならないためには、核家族が多い中、父親も積極的に協力し自己管理の意識を高める必要がある。そのため両親学級への参加がしやすいように、前期・後期の2回1クールで開催日も水曜日・日曜日に実施し、父親の仕事の都合や母親のみの参加でも出席しやすいよう選択の幅を広げている。　隔週水曜日、日曜日予約制。	・1年間で夫婦でのべ273組、503人の参加があった。個別的に助産師外来での指導を望まれるケースもあり、ニーズに合わせた対応ができている。 ・夫の立ち会い出産は増加傾向で7，8割が立ち会いをされている。立ち会い時の産婦へのサポートだけでなく、出産後の育児にも積極的な参加が見られる事例もあり効果を上げている。	1)参加率のアップ 2)里帰り分娩の方へのフォロー方法の工夫	B	市民病院
4-15	子育て支援事業母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子育て支援課、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	18年度から開始し、虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安、育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にするための支援、入院中の子育て指導・相談、支援、地域への紹介を行った。令和元年度の地域への紹介事例はのべ48組。平成29年より2週間健診が開始しエジンバラ高得点者についても地域と連携した。令和元年度は地域への紹介事例はのべ49組。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、精神疾患合併妊婦、若年妊産婦、妊婦検診未受診妊婦が他の市や兵庫県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情の方が多く、近隣の産科閉鎖に伴い今後当院の果たす役割は益々大きくなると考える。今後、早期発見のために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていきたい。現在病院システムより産褥入院がむずかしいが取り組みをすすめていきたい。	B	市民病院
4-15	院内助産院	2年の準備期間を持ち、H20.5に稼働。妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産となるよう、妊娠中の心身の準備、自己管理について細やかに相談に応じ、夫婦で主体的に出産、育児の課題を乗り越えるための支援をする。また、リスクが高い場合は医師コースへ移行したり、緊急時は24時間産科医、小児科医の応援が求められるシステムにより、安全を保障している。	H20年5月、妊婦検診よりスタートした。R1年度は説明を受けた人が7名。切迫早産、予定超過、転居が4名。分娩に至った人が2名。出産予定の人1名。　これまで、殆どのケースで夫が助産師の妊婦検診に同行されるので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会となっており、途中で医師コースになった人も主体的な分娩について考える機会があったことで、満足のいく分娩をしたと振り返りをされる方が多い。	近年、分娩件数は460～600件で推移している。院内助産院希望者は、やや減少傾向にある。ハイリスク分娩が増加しつつある中で、ローリスク妊婦への継続したケアを自律して実施できるよう助産師確保と育成が必要である。	B	市民病院
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	・日々の遊びや生活の中で、お互いの良さを感じ、尊重し合う関係つくりができるような支援に努めた。 ・自分の思いを相手に伝えたり、友達の思いに気付いたりできるように支援をしてきた。 ・性別による色や役割などの固定概念にとらわれないよう、日々の生活を通して指導をした。 ・PTA活動においても研修会をもったり、男女それぞれが活躍できる場を意図的に用意したりして、性的分担意識の解消につながるように努めた。	・保育にかかわっては、生活や遊びの場面を捉えて、適切な指導ができたが、保護者へのジェンダーに関する啓発が十分実施できなかった。 ・園児を指導するにあたり、教師の指導力が重要になるので、課内研修などを通して、研修を積み重ねる必要がある。 ・PTA活動で、人権に関する研修会をもち保護者の意識が高まるようにすると共に、父親も母親も参加しやすい日程や内容の行事を立案していく。	B	- 子ども政策室
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	課内人権研修の中で取り上げた園もあるが、課内研修のテーマとしては取り上げなかったが、別のテーマを通して男女のあり方や互いに尊重し合う関係作りなどについて話し合った。	日々の生活を通して、人権意識を考える機会を計画的にもったり、自分が感じたことを気軽に話し合える関係作りが大切である。	A	子ども政策室
2-10	学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同参画をはじめさまざまな人権に関する研修を取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の意識向上を図る。	・8月6日と8月8日の2日間、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。 ・2日間で6時間実施し、延べ111人が受講した。	普段研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかり認識させるとともに、職務との関わりを通して人権の大切さを身につけていきたい。	B	教育総務課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ＡＢＣ	担当課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	基本計画の着実な推進を図る。このため、各課推進計画の進捗管理を行う。	教育の機会均等を図るため、また修学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生の進学を支援し、社会に貢献できる人材を育成するために「高等学校等入学支援金」を支給した。 また、あらゆる人権問題の早期解決を目指す人材を育成することを目指し、高校生、大学生を対象とした人権学習会を開催した。	人材育成の推進のため、学習会への参加を促し、意見交換による人材交流を促進する。	A	学校教育課
1-3	子ども安全対策事業	防犯、暴力、交通事故等から子どもたちの安全を確保するために、防犯ブザーや安全旗の配布、安全教育など様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	「福知山市安心安全メール」を「京都府防災防犯情報メール」へ統合し登録を推進した。すべての小学校新１年生649人に防犯ブザーを配布。防犯講演会53名受講、子ども安全セミナー142名受講。見守り隊と連携した登下校の安全確保に努めた。	見守り隊の高齢化や減少によって、子どもたちの見守り活動が十分にできていない地域があるため、後継者作りが必要である。また、学校統合によりスクールバス通学をする子どもの見守り形態も工夫が必要である。	B	学校教育課
1-4	ＤＶ被害者支援事業	ＤＶ被害者の就学について相談に応じ、対応を検討し関係機関と連携しながら支援を実施した。	関係課での連絡会議で情報共有等について意見交換し、対策を進めた。	関係課が多くあり、担当者も変わっていく中できちんとした引継ぎの徹底が必要である。 相談者の状況が様々な為、対応もその都度検討が必要となる。	B	学校教育課
1-9	学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	男女平等・共同参画について市作成の人権学習副読本『幸せを生きる』や京都府の人権学習資料集・資料等を活用し、正しい認識を培うことができた。	知識理解にとどまらず、日常の生活における行動に現れるよう継続し、指導する。	B	学校教育課
1-10	教職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	学校担当者（人権教育主任）を中心に、定期に研修を実施した。 京都府人権学習資料集執筆者による資料活用についての研修を行った。	担当指導主事による計画的な研修を進める。	A	学校教育課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	基本計画の着実な推進を図る。このため、各課推進計画の進捗管理を行う。	人材育成支援事業の実施 教育の機会均等を図るため、経済的理由により修学が困難である者に学資を支援するとともに、あらゆる人権問題の早期解決を目指す人材を育成することを目指し、人権学習会を開催した。	人材育成の推進のため、学習会への参加を促し、意見交換による人材交流を促進する。	A	学校教育課
5-17	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	労働安全衛生法に基づく衛生推進者を小・中学校、幼稚園に設置。労働安全衛生体制の整備に努める。	小・中学校は教頭、幼稚園は園長を衛生推進者として合計31人任命し、職場の環境づくり（ワークライフバランスの推進）に努めた。長時間勤務や心身の不調が認められた教職員の医師・保健師面接を合計46人行った。	教職員の負担軽減や働き方改革が求められる中、引き続き各校（園）の衛生推進者と連携し教職員の健康管理を推進するとともに、適切な労働環境を確保していく必要がある。	B	学校教育課 子ども政策室
6-22	教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職56名のうち女性17名 新規採用教職員14名のうち女性9名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。	B	学校教育課
2-8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	一人一人が今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	年間44回の講座を実施し、のべ5,682人の参加があった。うち1会場で男女共同参画をテーマにした講座を実施した。 ・「あなたはこの世にただ一人… 多様性を受け入れる　LGBT」 講師：大江山鬼そば屋料理長 佐々井飛矢文さん ［参加：41人］	地域の実情に応じてさまざまな人権問題をテーマに設定しているが、男女共同参画の推進をテーマとした講座の実施についても定期的に行えるよう地域公民館等との連携を図る。	A	人権推進室
2-8	差別を許さない人材育成（ＳＴＡＲ事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切にし、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	年間7回の事業を実施。 ワークショップや人権文化体験研修、ヒューマンフェスタなどの事業を通じて、人権の視点で考え差別を許さず見逃さない心豊かな人権感覚をを持ち行動できる子どもの育成をめざした。 テーマは多文化共生、障害のある人など。	参加者のほとんどが小学生で学年も異なるため、「男女共同参画」について身近な生活の中から考えるなど共通の学びにつながるような内容や進め方の工夫が必要である。	A	人権推進室
2-8	教育集会所たより	施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	男女共同参画週間等にあわせてさまざまな女性の人権問題について啓発文や事業の案内を掲載した。	引き続き、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載していく。	A	人権推進室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ＡＢＣ	担当課
2-8	教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	年間4回の人権講演会を教育集会所で実施、のべ100人の参加があった。テーマは人権全般、多文化共生など地域課題や要望を踏まて実施。 コロナウィルス感染拡大防止のため2施設で中止。	参加者の高齢化や固定化が課題となっているが、誰もが参加しやすいテーマなどの工夫が必要である。	Ａ	人権推進室
2-8	地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発ＤＶＤ等を活用した講座を実施。 ・ＤＶＤの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	年間55回の巡回講座を実施し、延べ2,384人の参加があった。ビデオ視聴ほか、人権講演会・演奏会等の内容で共に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を男女共同参画を含む人権全般についてをテーマに地区公民館主体で実施できた。	地区公民館の主体的な活動として実施されているため、男女共同参画だけをテーマに講座を開催してもらうことは困難である。	Ａ	人権推進室
2-10	差別を許さない人材育成（ＳＴＡＲ事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切にし、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	年間7回の事業を実施。 ワークショップや人権文化体験研修、ヒューマンフェスタなどの事業を通じて、人権の視点で考え差別を許さず見逃さない心豊かな人権感覚をを持ち行動できる子どもの育成をめざした。 テーマは多文化共生、障害のある人など。	参加者のほとんどが小学生で学年も異なるため、「男女共同参画」について身近な生活の中から考えるなど共通の学びにつながるような内容や進め方の工夫が必要である。	Ａ	人権推進室
4-15	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	全小学校区内：17箇所で運営。 （直営：12箇所、委託：1箇所、補助：4箇所） 令和元年度登録児童数：1,516人 （R1.8.1登録数）	利用児童の増加に伴う支援員（指導員）の確保、及び、個々の児童の見守りや指導に対応できる支援員の資質向上。	Ａ	生涯学習課
5-17	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	企業内での女性の人権問題について講演会を実施。 ○女性問題研修会（9月） 「テーマ：ワーク・ライフ・バランス ～子育て・介護と仕事の両立～」 講師：一般財団法人女性労働協会女性就業支援専門員　畠山初美さん [参加：22人] ○企業内人権担当者研修会（2月） 「女性活躍推進・ハラスメント対策強化のポイント～法改正をふまえて今企業が考えるべき対応とは～ 講師：一般社団法人チャレンジドLIFE代表、合同会社WLBC関西　畠中初美さん 里内法律事務所弁護士、合同会社WLBC関西　里内友貴子さん [参加：20人] ○巡回視聴覚研修（100社）でも女性問題についての啓発ＤＶＤ 『フェアな会社で働きたい』、『自他尊重のコミュニケーションと職場の人権１』『なぜ、企業に人権教育が必要なのか』『それぞれの立場　それぞれのきもち』『コール＆レスポンス　― ハラスメント ―』を活用し学習した。	引き続き、研修会、ビデオ学習等、企業内での女性に関する人権問題等について理解を深めるための啓発を進める。	Ａ	人権推進室
7-25	福知山市連合婦人会：生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	年間7回の講座を開催し、のべ885人の参加があった。	参加者の高齢化と合わせて参加者のエリアが限定的になっている。	Ａ	生涯学習課
4-16	高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。又、参加者同士の仲間つくりの場とする。	実行委員会主催の高齢者大学（１１回１７講座）の実施の支援を行い、三和・夜久野・大江地域公民館では高齢者対象講座を実施した。	高齢者大学への支援を継続させるとともに、地域包括支援センターとの連携強化し、高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図る活動を継続させる。 公民館講座への参加者は一般講座でも高齢者の参画が多い。	Ａ	中央公民館
4-16	高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	高齢者人材活用事業としての公民館人材銀行事業については、高齢者福祉課での介護支援サポーター制度等の創設もあり事業終了した。 公民館講座で世代間交流や、講師として地元の高齢者の方に指導を願う活動は継続している。	公民館人材銀行事業終了により、高齢者教育推進事業と一体化した取組項目とする方が適切かと考える。	Ａ	中央公民館

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ＡＢＣ	担当課
6-24	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性登用を図る。	市立公民館運営審議会 １８人中４人が女性委員。 ３０%の目標は達成できなかった。	次年度より一般公募枠を取入れ、さらに積極的に女性委員の登用を図っていきたい。	B	中央公民館
1-1	ＤＶ被害者相談事業	相談員のスキルを向上させ、ＤＶ被害者の救済と適確な支援の入り口となるＤＶ相談を行う。	相談員を１名配置し、被害者からの随時の相談に対応。186件	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・ＤＶ等被害者情報の漏洩防止とＤＶ等被害者の安全確保について庁内担当課職員の共通認識を深め、ＤＶ等被害者情報の管理体制を整備する。 ・京都府や警察等関係機関と連携を深め、被害者の保護救済にあたる。	A	人権推進室
1-1	ＤＶ防止啓発事業	１１月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、ＤＶの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	１１月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にＤＶと児童虐待をテーマにしたセミナーを実施。 ６１名参加。 デートＤＶ防止啓発のリーフレットを作成し市内の高校１年生に配布。	・若年層に向けてデートＤＶ防止の取組をすすめることができた。 ・大学や高校、中学校と連携した取り組みが必要。	A	人権推進室
1-1 2-9	デートＤＶ防止ワークショップ	市内中学校及び高校を対象にデートＤＶ防止ワークショップを実施。	中学生・高校生対象　5回実施（参加者　580名）	今後も引き続き、中学生及び高校生、教職員に向けた啓発を行っていく。	A	人権推進室
1-5	女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。 毎月１～３回実施。	年22回実施（1回3枠、66枠） 30人の相談があった。内容はＤＶ被害について 5人、家庭について7人、離婚ついて6人など。	予約状況は概ね定員を満たしており、適切な回数で実施できている。	A	人権推進室
1-5	女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	年8回実施（1回4枠、計32枠） 相談人数　26人		A	人権推進室
3-13	男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	年間4回実施。4人の相談があった。 生き方、夫婦関係についての相談。	相談人数は少ないが、男性臨床心理士だからこそ利用していただけたのであり、少ない回数でも継続する必要がある。	A	人権推進室
3-13	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	年間4回実施（1回3枠、計12枠） 相談人数2人（2件） ※女性相談の4回分を位置づけて実施	性別にとらわれず誰もが安心して相談できる窓口として、今後も継続ししていく必要がある。	A	人権推進室
1-5	立命館大学学生による法律相談	ＤＶ相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。そのため官学協働で法律相談を開催することで充分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	年1回実施（8.24実施　相談件数12件）	法曹専門の学生の時間をかけた丁寧な対応が相談者に高い好評を得ている。官学協働の取組として学生支援と相談事業の充実双方に効果的であり、今後も継続実施をしていく。	A	人権推進室
1-5	京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	・ＤＶ被害者の担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。 ・京都府や警察署と定期の連携会議を実施。（月1回）	ＤＶ被害者の支援だけでなく、同伴児童への支援も重要であり、児童相談所も含め、相談機関との連携をさらに強化していく必要がある。	A	人権推進室
1-6 2-8 3-12 4-14 5-20	はばたきセミナー	男女共同参画を推進するため、市民を対象とした啓発講座を実施することにより、男女共同参画への理解促進と意識の醸成を図る。	年3回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識の解消」「ＬＧＢＴ」「防災」「ＤＶ児童虐待防止」について開催。 参加者合計　149名	・今後も若年層や男性を含め幅広い層へ啓発していく必要がある。 ・市内の団体と共催し、実施するなど参加者増に努めたが、一層の参加者増のためには、広報の方法等の工夫が必要である。	A	人権推進室
2-8	男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	報告書を作成し公開した。	継続作成し男女共同参画の推進啓発に努める。	A	人権推進室
2-8 28	広報ふくちやま	シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、ＤＶについて、講演会や相談のお知らせなど。	各戸配布 掲載内容：ＤＶ防止、女性相談、女性法律相談、男性のための電話相談、立命館大学学生無料法律相談、はばたきセミナー及びはばたきフェスタ開催のお知らせ。	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続きさまざまな問題について啓発を推進する。	A	人権推進室
4-14	男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	はばたきフェスティバルのワークショップとして実施。 参加者12人	幅広い層の男性の参加が望ましく、今後も広報の方法について工夫を図り、若年男性の参加増をめざす。	A	人権推進室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ＡＢＣ	担当課
5-19	女性活躍セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	・女性社員向け研修 （全2回、受講者延べ15名） ・管理職・人事担当者向け研修 （1回、受講者9名）	女性の活躍推進については、女性社員の意識改革だけでは実現できないため、雇用者側へのアプローチが重要である。今後も、商工団体等と連携し、企業への積極的な参加を求め、労働者と雇用者双方に向けた啓発を実施していく。	Ａ	人権推進室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	・会館・児童館・教育集会所が連携して各地区において、人権尊重を基本とした人材育成の計画を策定した。進行についてヒアリングによる事業点検を行い、進行管理している。 ・ヒアリング結果等を全体で共有し、人材育成の取り組みを進めることができた。	男女共同参画に焦点化した取組みについて検討するとともに、理解を深める啓発を継続していく。	Ａ	人権推進室
2-10	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	専門研修を積極的に受講するなどの育成に努め、相談員としてのスキルを向上させている。	人材育成を継続していく。	Ａ	人権推進室
1-2 5-18 6-23	はばたき企業啓発事業セミナー	男女共同参画社会の実現に向けた啓発として市内事業所を対象にセミナーを実施。	福知山市企業人権教育推進協議会との共催により、事業所の人権研修担当者等を対象に「ワーク・ライフ・バランス」や「女性活躍推進・ハラスメント対策強化のポイント」についてのセミナーを2回実施。（参加者　計62人）	商工会議所などと連携しさらに広く啓発する必要がある。また、広報等により、効果的な啓発を検討していく必要がある。	Ａ	人権推進室
7-25	はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	「自分らしく生きるために　つなごう未来へ」をテーマに「第22回はばたきフェスティバル」を開催。 ・実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント・展示を行った。 ・全体会「男性介護者の問題について」 講師　津止　正敏氏　参加者160人	「はばたきフェスティバル」として講演会、イベント事業を開催し市民が広く男女共同参画について考える機会を創出した。イベント事業では、子ども向けイベント、男性の料理教室、健康に関するイベント等実施し、子どもからお年寄りまで幅広い層の参加にもつながった。 より多く人に参加していただくためには、イベントの充実、広報への工夫、開催時期等の検討が必要である。	Ａ	人権推進室
7-25	女性団体ネットワーク	男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	・3回のネットワーク会議を実施。 ・パープルリボン作成し、市内のスーパー、量販店でＤＶ防止の街頭啓発を行った。また、掲示物を作成し、図書館中央館、ハピネスふくちやま1階・3階、各支所、京都銀行福知山支店、京都北都信用金庫福知山中央支店で展示した。 ・学習会を2回実施。福知山市の男女共同参画推進について、ＤＶやＬＧＢＴについて理解を深める機会となった。	女性団体ネットワークの関心のあるテーマを選定することで、理解もより深まり、地域での次の活動へとつながる満足度が得られた。 今後もネットワークのニーズを把握し、身近なテーマでわかりやすい内容のものを選定し、参加者増を図る。	Ａ	人権推進室
1-5	人権相談（随時）	広く人権にかかる相談の場として実施。	年間76件の相談を受ける。（うち女性からの相談39件）	人権相談を実施した。	Ａ	人権推進室
1-5	人権相談・心配ごと相談	広く人権にかかる相談の場として、福知山人権擁護委員協議会が実施している特設人権相談・心配ごと相談の支援。	年間52回の実施計画のうち47回の特設相談を開催し、16件の相談を受ける。	コロナウィルス対策や台風等の関係で、全ての相談が開催されることはなかったが、相談に対する支援は適切に行えた。	Ａ	人権推進室
1-8	人権ふれあいセンターだより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権ふれあいセンター等で毎月発行しているたよりの中で、男女共同参画推進に向けての啓発文、事業のお知らせを掲載した。	引き続き、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載していく。	Ａ	人権推進室
2-8	人権関係施設における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・ＬＧＢＴに関する講演会（年間1回）を行い、性別にとらわれない生き方について市民啓発を行うことができた。 （参加者数　66人） ・はばたきセミナー等の広報啓発を行った。	・さまざまな人権問題に関する講演会を実施しており、計画的なテーマ設定による各施設での講演会を行う必要がある。 ・年間を通じて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。 ・来館者が多い事業に併せ、意識的に男女共同参画をテーマとした展示等を実施する。	Ａ	人権推進室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点	評価 ＡＢＣ	担当課
2-8	高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で、全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	高齢者デイサービス事業や手芸・創作教室等の文化教養講座を実施する中で、男女共同参画社会推進に向けた話題提供を行うなど事業を進めてきた。	女性の人権をテーマにした事業内容に工夫を凝らし、みんなで男女共同参画について考える機会を設けていく。	Ａ	人権推進室
3-13	健康相談	人権ふれあいセンター等において定期的に健康相談を実施。	地元市民の方を対象に、保健師・栄養士による健康相談や健康教室を定期的に実施した。	行事等を利用し、市民のニーズに合わせて健康相談・健康教室を実施していく。相談後、配慮の必要な相談者には連携して声かけを行う。	Ａ	人権推進室
5-19	人権ふれあいセンター等における就職相談	就職の相談に応じるだけでなく、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	人権ふれあいセンター職員がハローワークやジョブパークを訪問し、説明を受けるなど連携を深め、相談対応や情報提供を行った。（必要に応じてハローワークへの同行訪問なども実施する）また、人権ふれあいセンターにおいて、パソコン教室を実施し、女性の能力開発、学習の場を提供した。	今後もジョブパークや府若者就業支援センター等と連携をより深め、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	Ａ	人権推進室

令和元年度　男女共同参画推進にかかる事業調査結果（全部署及び関係する全部署関係）

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 （具体的な数値を記入）	課題点・問題点
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	・相談カード設置箇所数　777箇所（3月末現在） ・子育て支援として個別対応する中で、ケースの個々の状況に応じて窓口を案内し、相談に繋げている。	
2-7	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	各種刊行物の発行に当たっては、課内研修を実施する、課内全員で点検するなど、男女共同参画の視点から表現・イラスト等に配慮した作成に努めた。	男女共同参画について理解し、互いに尊重し合う人権意識をもち表現できるように、常に職員間で研鑽を積む。
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	男女共同参画に関する部課内研修の実施は延べ27回となっている。 また、派遣研修として2つの研修へ5名の職員を派遣した。	部課内研修の実施内容について分析し、効果的な内容については庁内で共有してもよいと考える。
5-17	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	令和元年度一人当たり超過勤務実績については、15．9時間となっている。 ノー残業デーの完全実施については、令和元年度の取組（課長の報告を受けて部長が退庁するシステム）により、ほぼ100%の実施率になっている。	超過勤務の縮減について効果的な対策がとれていない。
5-17	次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・代替要員の確保 ・家庭・男女の役割についての意識啓発 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組（女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組）	男性の育休については、取得者が増えている状況である。 令和元年度については、育休任期付き職員の採用試験を実施するなど、育休を取得しやすい環境整備に努めている。	引く続き、育休を取得しやすい制度の運用を図り、男性の育休取得を推進する必要がある。
6-21	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	審議会等への女性の参画状況29.6%（3月末現在）	
6-21	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	計画策定時には、市民アンケートやパブリックコメントの実施により、市民の意見の反映を図った。	実効性のある計画の策定、方針決定のためには、引き続き市民の意見を反映させるための手法を検討する必要がある。
6-22	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。（女性職員比率33%） ・女性職員に対する多様なロールモデル（模範となる職員）、キャリアパス（目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール）の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート（人事考課制度）の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、計画的に女性管理職の登用を進める。 係長以上の女性職員の割合は30．3%であり、課長以上の女性職員の割合は25．8%となっている。	引き続き、女性が働きやすい環境を整備する必要がある。
6-22	女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	偏りは是正されている。 あれば、性別による偏りは見直しを随時行う。	

資　　料

審議会等への女性の参画状況調査表

令和２年３月３１日現在

行政委員会等　（自治法第１８０条の５）　　（ ）内は平成３１年３月３１日現在

	名　　称	総数		内女性数		元年度比率	３０年度比率
1	教育委員会	4	(4)	2	(2)	50.0%	50.0%
2	選挙管理委員会	4	(4)	1	(1)	25.0%	25.0%
3	公平委員会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
4	監査委員	2	(2)	0	(0)	0.0%	0.0%
5	農業委員会	19	(19)	3	(3)	15.8%	15.8%
6	固定資産評価審査委員会	6	(6)	1	(0)	16.7%	0.0%
	計　6	38	(38)	8	(7)	21.1%	18.4%

附属機関　（自治法第２０２条の３、 条例で設置されている審議会、協議会等）

7	防災会議	14	(14)	0	(0)	0.0%	0.0%
8	民生委員推薦会	9	(12)	2	(3)	22.2%	25.0%
9	国民健康保険運営協議会	16	(16)	5	(6)	31.3%	37.5%
10	公民館運営審議会	18	(18)	4	(5)	22.2%	27.8%
11	図書館協議会	12	(11)	7	(6)	58.3%	54.5%
12	青少年問題協議会	21	(22)	2	(3)	9.5%	13.6%
13	都市計画審議会	17	(18)	0	(2)	0.0%	11.1%
14	文化財保護審議会	11	(11)	2	(2)	18.2%	18.2%
15	介護認定審査会	50	(48)	25	(24)	50.0%	50.0%
16	社会教育委員会議	10	(10)	4	(4)	40.0%	40.0%
17	スポーツ推進委員会	23	—	11	—	47.8%	—
18	学校保健衛生対策委員会	14	(14)	8	(7)	57.1%	50.0%
19	特別職報酬等審議会	9	(9)	4	(4)	44.4%	44.4%
20	市営住宅入居者選考委員会	10	(6)	2	(2)	20.0%	33.3%
21	農村計画審議会	18	(18)	4	(4)	22.2%	22.2%
22	予防接種健康被害調査委員会	6	(6)	0	(1)	0.0%	16.7%
23	明るい選挙推進協議会	60	(62)	9	(10)	15.0%	16.1%
24	環境審議会	10	(10)	2	(2)	20.0%	20.0%
25	高齢者対策協議会	24	(24)	7	(7)	29.2%	29.2%
26	公務災害補償等認定委員会	5	(5)	3	(2)	60.0%	40.0%
27	公務災害補償等審査会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
28	少年補導センター運営委員会	21	(16)	7	(4)	33.3%	25.0%
29	休日急患診療所運営委員会	6	(6)	0	(1)	0.0%	16.7%
30	病院事業運営協議会	11	(10)	1	(1)	9.1%	10.0%
31	情報公開・個人情報保護審査会	5	(5)	1	(1)	20.0%	20.0%
32	福知山市国民保護協議会	25	(25)	1	(1)	4.0%	4.0%
33	男女共同参画審議会	9	(10)	5	(6)	55.6%	60.0%
34	障害者介護給付費等支給認定審査会	5	(5)	1	(1)	20.0%	20.0%
35	福知山市法令遵守審査会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
36	福知山市子ども・子育て会議	14	(13)	8	(6)	57.1%	46.2%
37	福知山市景観審議会	16	(16)	4	(5)	25.0%	31.3%

	名　　称	総数		内女性数		元年度比率	３０年度比率
38	福知山市展運営委員会	14	(14)	1	(1)	7.1%	7.1%
39	福知山老人ホーム入所判定委員会	5	(5)	1	(2)	20.0%	40.0%
40	福知山市健康づくり推進協議会	15	(15)	2	(2)	13.3%	13.3%
41	福知山市人権問題協議会	28	(28)	8	(5)	28.6%	17.9%
42	福知山市地域包括支援センター運営協議会	11	(11)	5	(5)	45.5%	45.5%
43	福知山市地域自立支援協議会	24	(24)	4	(3)	16.7%	12.5%
44	福知山市地域公共交通会議	13	(13)	0	(0)	0.0%	0.0%
45	福知山市入札監視委員会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
46	福知山市入札制度改革等検討委員会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
47	福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
48	福知山市有償運送運営協議会	21	(21)	2	(2)	9.5%	9.5%
49	福知山市行政改革推進委員会	7	(6)	2	(2)	28.6%	(33.3%)
50	福知山市ジュニア文化賞選考委員会	9	(9)	1	(0)	11.1%	(0.0%)
51	指定管理者選定等委員会	17	—	2	—	11.8%	—
52	福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ園運営委員会	12	(12)	8	(6)	66.7%	(50.0%)
53	福知山市地産地消推進協議会	19	(19)	4	(3)	21.1%	(15.8%)
54	福知山市教育支援委員会	124	(123)	72	(74)	58.1%	(60.2%)
55	福知山市いじめ防止対策委員会	4	(4)	2	(2)	50.0%	(50.0%)
56	スポーツ賞選考委員会	7	—	1	—	14.3%	—
57	公立大学法人福知山公立大学評価委員会	5	(5)	1	(1)	20.0%	(20.0%)
58	福知山市行政不服審査会	3	(3)	1	(1)	33.3%	(33.3%)
59	指定管理者制度第三者評価委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)
	計　53	829	(774)	249	(232)	30.0%	30.0%

附属機関（条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの）

福知山市三和荘運営審議会	—	—	—	—	—	—

合計	867	(812)	257	(239)	29.6%	29.4%

地域振興部、農林商工部、教育委員会事務局の所管施設が該当（資産活用課からの聞き取りにより、各委員会委員数把握の上、合算して計上）いずれも内部職員2名+4名外部委員の6名で構成

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

１．委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）　（　）内は平成３１年３月３１日現在

	名　　称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市市民憲章推進協議会	24	(25)	5	(7)	20.8%	(28.0%)	2	有	立候補
2	福知山市献血推進協議会	65	(65)	4	(2)	6.2%	(3.1%)	2	有	各団体より選出
3	人にいちばん近いまちづくり推進会議	10	(10)	3	(2)	30.0%	(20.0%)	1	有	各団体より選出
4	神谷開発委員会	17	(17)	0	(1)	0.0%	(5.9%)	1	有	市長の任命・委嘱
5	福知山緑化推進委員会	22	(22)	3	(3)	13.6%	(13.6%)	1	有	推薦
6	福知山市要保護児童対策地域協議会	25	(25)	8	(8)	32.0%	(32.0%)	2	有	推薦
7	福知山市有害鳥獣対策協議会	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	推薦
8	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	13	(13)	2	(1)	15.4%	(7.7%)	2	有	市長の委嘱
9	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	6	(6)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	産官学金労言各分野より選出
10	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	1	(1)	14.3%	(14.3%)	2	有	市長の任命または委嘱
11	福知山市職員分限懲戒等審査会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長が委嘱
12	福知山市鉄道利用増進協議会	15	(15)	1	(1)	6.7%	(6.7%)	—	有	団体代表
13	福知山市生活安全推進協議会	24	(24)	3	(1)	12.5%	(4.2%)	—	有	団体代表
14	福知山市暴力追放推進協議会	36	(36)	1	(1)	2.8%	(2.8%)	—	無	団体代表
15	福知山市空家対策協議会	10	(9)	2	(2)	20.0%	(22.2%)	2	有	団体推薦
16	福知山市住民自治検討会議	—	(12)	—	(0)	—	(0.0%)	1	有	団体推薦及び市民公募
19	福知山市文化芸術振興基本方針策定委員会	—	(15)	—	(5)	—	(33.3%)	2	有	文化分野から選出及び市民公募
20	福知山市スポーツ推進計画意見聴取会議	—	(13)	—	(3)	—	(23.1%)	2	有	スポーツ分野から選出及び市民公募
21	福知山市自治基本条例推進委員会	8	(9)	1	(1)	12.5%	—	2	有	団体推薦及び市民公募
22	福知山市鉄道館ポッポランドのあり方検討委員会	—	(10)	—	(3)	—	—	—	有	鉄道、商業、学識から選出と公募
23	福知山市自殺対策協議会	17	(17)	2	(4)	11.8%	—	3	有	市長が委嘱
24	福知山市手話言語・障害のある人の多様なコミュニケーション施策推進会議	15	(15)	9	(8)	60.0%	—	3	有	市長が委嘱
25	福知山市鬼の里Ｕターンプラザ運営委員会	9	—	2	—	22.2%	—	2	有	市長が委嘱
	合　　計	298	(338)	33	(38)	11.1%	(11.2%)			

新たに設置されたもの

	名　　称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
26	福知山市避難のあり方検討会	12	—	0	—	0.0%	—	1年4か月	有	関係機関からの推薦
27	福知山市文化振興基本方針懇話会	11	—	2	—	18.2%	—	2	有	文化分野から選出・市民公募
	合　　計	657	(727)	80	(92)	12.2%	(12.7%)			

２．職員による内部組織

	名　　称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市企画会議	19	(19)	1	(1)	5.3%	(4.8%)	－	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	18	(18)	2	(2)	11.1%	(15.8%)	－	有	〃
3	福知山市事務改善委員会	18	(18)	2	(2)	11.1%	(15.8%)	－	有	〃
4	福知山市IT推進本部会議	20	(20)	1	(1)	5.0%	(4.3%)	－	有	〃
5	福知山市安全衛生委員会	9	(9)	2	(1)	22.2%	(22.2%)	1	有	市長の任命、職員団体推薦
6	福知山市職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
7	福知山市職員互助会理事会	13	(13)	5	(5)	38.5%	(46.2%)	2	有	選挙による
8	福知山市健康危機管理対策本部	23	(23)	1	(1)	4.3%	(4.0%)	無期限	有	各所選出
9	福知山市保健師連絡会	39	(37)	38	(35)	97.4%	(94.4%)	無期限	無	
10	福知山市男女共同参画推進会議	22	(23)	8	(10)	36.4%	(40.0%)	－	有	任命
11	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	11	(11)	6	(5)	54.5%	(50.0%)	2	有	各部からの選出
12	福知山市職員人権人材バンク（第7期）	20	(21)	7	(7)	35.0%	(31.8%)	1	有	部推薦
13	福知山市人権施策推進本部	20	(20)	1	(1)	5.0%	(0.0%)	1	有	充職
14	福知山市人権施策推進会議	19	(18)	1	(1)	5.3%	(0.0%)	1	有	充職
15	職員社会啓発部会	10	(10)	0	(1)	0.0%	(10.0%)	1	有	充職
16	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の指名、所属職員の推薦
17	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
18	福知山市上下水道部安全衛生委員会	7	(7)	0	(1)	0.0%	(0.0%)	1	有	管理者が任命、労働組合推薦
19	市立福知山市民病院安全衛生委員会	10	(10)	3	(3)	30.0%	(40.0%)	1	有	委嘱
20	福知山市自治功労者表彰審査委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	副市長・部長・教育長・市議会推薦
21	福知山市牛海綿状脳症（BSE)等対策協議会	10	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	－	有	
22	福知山市牛海綿状脳症（BSE)等対策本部	10	(28)	0	(1)	0.0%	(0.0%)	－	有	
23	福知山市法令遵守推進委員会	20	(3)	1	(1)	5.0%	(0.0%)	2	有	規則で委員が規定
24	人材育成部会	6	(6)	1	(1)	16.7%	(0.0%)	1	有	庁内充職
25	福知山市建設工事等指名選定員委員会	10	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
26	福知山市物品購入指名選定委員会	－	(10)	－	(0)	#VALUE!	(0.0%)	1	有	庁内充職
27	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策協議会	10	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	－	有	
28	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策本部	10	(28)	0	(1)	0.0%	(0.0%)	－	有	
29	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	27	(22)	1	(1)	3.7%	(4.5%)	無	有	庁内充職
30	福知山市元気出す地域活力支援事業補助金選考委員会	6	(6)	0	(1)	0.0%	(0.0%)	無	有	庁内充職
	合　　計	417	(439)	81	(83)	19.4%	(18.9%)			

重要項目の数値目標に対する実績（はばたきプラン2011 後期計画　第4章）

課題	項目	現　状 （プラン策定時）	2020年度目標 （平成32年度）	令和元年度実績	備　考
女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	相談窓口案内カードの設置場所	315か所 （平成27年度）	500か所	777か所	
働く場・地域における男女共同参画の推進	男性市職員の育児休業の取得者数	4人 （平成28年3月31日現在）	10人	8	プラン策定時からの累計
	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市職員の残業時間の削減	一人当たり 17.1時間/月 （平成27年度）	一人当たり 12時間/月	一人当たり 15.9時間/月	
	男性市職員の部分休業の取得者数	1人 （平成28年3月31日現在）	15人	1	プラン策定時からの累計
政策・方針決定の場への女性の参画の促進	審議会等の女性比率	25.6% （平成28年3月31日現在）	30%	29.6%	
	女性委員のいない審議会数	16 （平成28年3月31日現在）	4	9	
	市役所の係長級以上の女性職員比率	30.6% （平成28年3月31日現在）	33.0%	30.3%	

福知山市男女共同参画推進条例

目次

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　基本的施策（第８条－第１７条）
第３章　男女共同参画を阻害する行為の制限等
（第１８条－第２１条）
第４章　福知山市男女共同参画審議会（第２２条）
第５章　雑則（第２３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

（２）　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（３）　市民　市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。

（４）　事業者　営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

（５）　教育に携わる者　市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。

（６）　市民等　市民、事業者及び教育に携わる者をいう。

（７）　セクシュアル・ハラスメント　相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（８）　ドメスティック・バイオレンス　夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（１）　男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。

（２）　男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

（３）　社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（４）　男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（５）　家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。

（６）　学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。

（７）　男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

（８）　男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第４条　本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

２　本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第７条　教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

２　教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第２章　基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第８条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は、基本計画を策定するに当たっては、第２２条第１項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮

問するものとする。
3　市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
4　市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。
5　第２項及び第３項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（教育及び人材育成）
第９条　本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。
2　本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
（市民等との協働）
第１０条　本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。
（雇用の分野における男女共同参画の推進）
第１１条　本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
2　市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。
（財政上の措置）
第１２条　本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
（情報の収集及び調査研究）
第１３条　本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。
（年次報告）
第１４条　市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。
（行政委員会等の委員への女性の登用）
第１５条　本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。
（推進体制）
第１６条　本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。
（拠点施設）
第１７条　本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第３章　男女共同参画を阻害する行為の制限等

（性別による人権侵害の禁止）
第１８条　何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。
2　何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
3　何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
（公衆に表示する情報に関する留意事項）
第１９条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。
（苦情等の申出への対応）
第２０条　市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。
2　本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第２２条第１項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。
（相談の申出への対応）
第２１条　本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第４章　福知山市男女共同参画審議会

（福知山市男女共同参画審議会）
第２２条　男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、第８条第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）及び第２０条第２項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
3　審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。
4　審議会は、市長が委嘱する委員１０人以内をもって組織する。
5　男女のいずれか一方の委員の数は、総数の１０分の４未満であってはならない。
6　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第５章　雑則

（委任）
第２３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第８条第１項の規定により策定された基本計画とみなす。

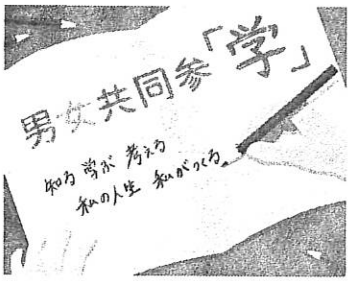
福知山市男女共同参画センター情報紙

はばたき

NO.16
令和元年6月

6月23日～29日は男女共同参画週間です

今年のテーマは、『男女共同参「学」』、『知る　学ぶ　考える　私の人生　私がつくる』です。



男女共同参画社会とは、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

あらゆる人々が多様な生き方を認め合うことで、性別にかかわりなく、誰もが自分らしく生きることができます。

このような社会を実現するためには、みなさん一人ひとりの取組が必要です。

この機会にすべての人が幸せを実感できるまちづくりを考えてみませんか。

◎男女共同参画センターでは、はばたきセミナーを開催しています。
「はばたきセミナー」とは、「男女共同参画社会」の形成に向け、幅広い市民の学習の場として実施する講座です。

男女がともに考えるはばたきセミナー第1講座

日にち：6月26日（水）
時　間：午後7時～8時30分
テーマ：多様な性と共に生きる
～LGBTについて～
講　師：堤（つつみ）　あやかさん
（NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会）
場　所：福知山市男女共同参画センター　会議室1

無料
予約不要



自らも多様な性を生きる堤あやかさんのライフストーリーや、堤あやかさんが所属する会の活動を通じて、多様な性を生きる当事者の家族や友人の思い等をお話しいただきます。

講師プロフィール

大学卒業後、大手電機メーカーに勤務。在職中に幼少の頃から認識していた性別の違和感の増大により心身の健康を崩したため、2009年に身体と戸籍の性別を男性から女性へ変更し、元の職場へ復帰。その後も人生の様々な局面と向き合いつつ、2019年春にキャリアコンサルタント国家試験に合格し、50代後半からの人生の再構築を進めている。

はばたきコラム！



◎私たちを取り巻く社会の男女共同参画の動きについて、ピックアップしてお伝えします。

テーマ「パパの子育てと仕事との両立」

子育てと仕事との両立といえば一定期間休職する「育休（育児休暇）」や、早く退社したり、遅く出社したりできるようにする「時短勤務」などがありますね。

育休取得についてのアンケート(※)では87%が「取るべき」と回答。高いニーズを感じさせました。ただ一方で「本当に取るべきかは家庭によって違う」「収入も減らないので、（育休を取るより）毎日定時に帰れる方が良い（＝時短勤務）」といった、男性が育休をとるべきとは「思わない」「どちらとも言えない」という意見もありました。

（※Business Insider Japan 社調べ、2019年）

そもそも「育休」「時短勤務」とはどんなものでしょうか。特徴をあげてみましょう。

育休の特徴
- 子どもとの時間を多く持てる
- 子育てに対する負担を軽くする



時短勤務の特徴
- キャリアと家庭を両立できる
- 仕事終わりの時間が確保できる

○実際に取得してみたパパたちの意見○

育休
- 家事と育児が「自分事」であることを認識できてよかった
- 育児の大変さと面白さを感じた



時短勤務
- 効率的に仕事を進めるクセが前よりもついた
- 家事も効率化して考えるようになった

共通した意見として「子ども達の成長に関われたのは本当によかった」、「夫婦の絆を再確認できた」という声がありました。

○パパが取得したママたちの意見○

育休
- 育児の大変さを夫と共有できた
- 家事育児を夫と分け合い、精神的に落ちつけた



時短勤務
- 夫と共働きなので、家事育児の他、時短勤務も分担して取得し、私も仕事と両立ができた

※このコラム内のパパ・ママの意見はインターネットの育児ブログ等を参考にしています。

結局、育休と時短勤務どっちがいいの？

それぞれの家庭の働き方や事情によって、育休・時短勤務のどちらを取得した方がよいかは異なります。どちらを取得するにしても、取得した後の家事・育児分担など、自分たちにはどんなやり方があっているのか、家族でよく話し合ってみましょう。

【お知らせ】女性のための起業応援フォローアップセミナー　開催決定！

日　程：第1回　7月5日（金）、　第2回　8月2日（金）
時　間：午後1時30分～午後3時
場　所：ハピネスふくちやま3階
（福知山市男女共同参画センター会議室1）
申込締切：開催日の前日まで
保育ルーム：要予約



入場無料！
要申込！

講　師：○中村（なかむら）　朱美（あけみ）さん（株式会社 minitts 代表取締役）



2012年に飲食事業や不動産事業を行う「株式会社 minitts」を設立。現在3店舗を運営。メディアで多数紹介される。ワークライフバランス（18時完全退勤・残業ゼロ）を、宣伝費・賃料・コストの削減により実現。仕事に代替性を持たせ、シングルマザー・障害者・介護中の方・高齢者も積極的に採用されている。

第1回
◆利益や雇用を生み出すビジネスの作り方
思うように商品が売れない、人を雇いたいけれどうまくいかない。そんなビジネスに、厳しく的確に「経営の考え方」や「商品力」についてレクチャーします。

第2回
◆ブランディング力の向上！
商品のブランディングはもちろん、自分自身のセルフブランディングは出来ていますか？SNSやチラシなどを最大限に活かすため、まずは全てをブランディングすることから。デザインやPR、プレゼンの仕方についても学びます。



おとう飯！「サバ缶キャベツ！！」

簡単に、手間をかけず、多少見た目が悪くても美味しければそれで良い。それが“おとう飯”！今回紹介するのは・・・

材料
2人前
- キャベツ…5枚
- サバ缶（みそ味）…1缶
- （あれば）白炒りゴマ…適量

作り方
1. キャベツはザク切りにして耐熱容器に入れる。サバ缶の汁をまわしかけ、ふんわりとラップをかけて電子レンジで7分加熱する。
2. サバの身を加えて混ぜ、器に盛り、あればゴマをふる。
※固くならないよう、サバの身は最後に加えて和える。
（倍量で作る場合は加熱時間を12分にする。）

丼の具にしてもおいしいよ！







6月～9月の無料相談などのお知らせ

2019年度　全国一斉女性の権利のための法律相談 in 福知山
女性の権利一般に関する無料法律相談(面談)を実施します。女性弁護士が担当します。

日時：6月24日(月)午後1時～4時
場所：福知山市男女共同参画センター
時間：1人30分以内（面談）

事前予約制
先着順



予約不要
時間制限なし

立命館大学　学生法律相談部
学生無料法律相談
法律の小さな疑問から様々な法的トラブルまで相談を受け付けます。

日時：8月24日(土)
午前10時～午後3時(受付)
場所：市民交流プラザふくちやま3階
時間：無制限（面談）

女性相談（木曜日）
日にち：6月27日
7月11日、25日
8月　8日、22日
9月　5日、19日
時　間：午後1時～4時
※1人1時間、各日3人まで
場　所：男女共同参画センター

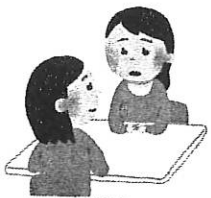
事前予約制
先着順

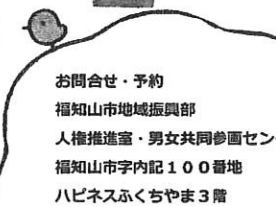
女性弁護士による女性法律相談（水曜日）
日にち：6月26日、7月31日、9月25日
時　間：午後1時～4時
※1人45分、各日4人まで
※原則1人1回。
場　所：男女共同参画センター

事前予約制
先着順

性別にこだわらない相談（木曜日）
日にち：8月22日
時　間：午後1時～4時
※1人1時間、各日3人まで
場　所：男女共同参画センター
※性別にこだわらず、どなたでも相談していただけます。

事前予約制
先着順





お問合せ・予約
福知山市地域振興部
人権推進室・男女共同参画センター
福知山市字内記100番地
ハピネスふくちやま3階
TEL　0773-24-7022
FAX　0773-23-6537
E-mail jinken@city.fukuchiyama.lg.jp



福知山市男女共同参画センター情報紙
はばたき
NO.17
令和元年9月

はばたきコラム

第２５回参議院選挙で女性政治家の割合はどう変わったか

今年７月２１日に実施された参議院選挙は、男女の候補者数をできるだけ等しくするよう政党に求める「政治分野における男女共同参画推進法」が２０１８年５月に施行されてから初めての大型国政選挙となりました。



【男女別候補者数と女性の当選割合】（２０１９年参議院選挙）

候補者数		当選者数		女性の当選率(%)	女性議員の比率(%)
男	女(A)	男(B)	女(C)	(C)／(A)	(C)／(B+C)
266	104	96	28	26．92	22．58

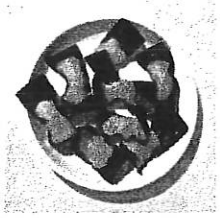


今回の選挙では、女性立候補者数１０４人、女性当選者数２８人で当選者数は前回の参院選と並んで過去最多でしたが、女性議員の割合は前回から０．５６%下がり２２．５８%でした。

女性の当選者数は増加傾向にありますが、男女の人口は半々なのに女性議員の割合は３割に満たないのが現状です。

政治の場に女性が少ないままでは女性の視点が反映されにくく、男女双方の異なる視点をバランスよく政策に反映させる環境をつくることができません。

今回の参議院選挙の投票率は４８．８０%と、２４年ぶりに５０%を下回りました。私達の生活を左右する“政治”。どのような政治が行われているか、まずは関心を持ってみませんか。

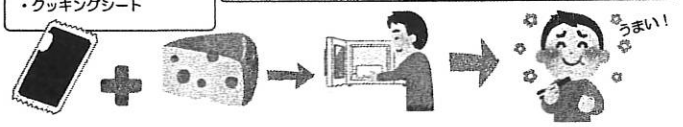


おとう飯！「海苔チーズ！」

簡単に、手間をかけず、
多少見た目が悪くても
美味しければそれで良い。
それが“おとう飯”！
今回紹介するのは・・・

材料
- 味付け海苔８枚
- スライスチーズ（とろけないタイプ）
- クッキングシート

作り方
1. クッキングシートの上に海苔を並べる
2. スライスチーズをちぎって、海苔の上に乗せる
3. レンジ６００ワットで１分～１分半加熱したら完成！



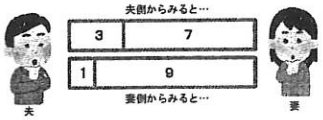
「名前のない家事」ってなに？？

「名前のない家事」という言葉、聞いたことがありますか？料理、掃除、洗濯、ゴミ捨てといった「名前のある家事」ではなく、日常的にしているのに「家事」だと認識されていないものです。

例えば、食事の献立を考えたり、洗剤を詰め替えたり、ゴミ箱にビニール袋をセットしたり…。小さいかもしれないけど「名前のない家事」はたくさんあるのです。

○家事に対する「意識」の違いとは？夫：妻の家事参加率

大和ハウス工業株式会社による調査（2017年）によると、共働き夫婦の家事参加に対する意識について、夫と妻にそれぞれの家事参加率を聞くと以下のような結果となりました。



夫は家事参加をしているつもりでも、妻からみると夫が思っているほど家事に参加していないという、夫婦間での大きな意識の差が現れました。

○「名前のない家事リスト」を作ってみよう

「名前のない家事」は意識しないと気が付きにくいものです。家族で家事分担を見直せるよう、家族みんなで話し合い、我が家だけの「名前のない家事リスト」を作って、家事を分担しましょう。

例

・トイレットペーパーの補充	担当：	・時計等の電池の交換	担当：
・使った物を元の位置に戻す	担当：	・玄関の靴を揃える	担当：
・排水溝の掃除	担当：	・お茶を沸かす	担当：

などなど…。

「名前のない家事」が気になった人にオススメ！
【お知らせ】はばたき企業啓発セミナー　開催決定！
「ワーク・ライフ・バランス～子育て・介護と仕事の両立～」



日にち：９月１２日（木）
時　間：午後１時３０分～３時
講　師：畠山（はたけやま）　初美（はつみ）さん（一般財団法人女性労働協会　女性就業支援専門員）
場　所：ハピネスふくちやま３階（男女共同参画センター）会議室１

育児や介護と仕事を両立しながら、誰もが安心して働ける。そんな企業や自治体等の好事例を一緒に学びませんか？男性の育児休業や在宅ワークについても、お話しいただきます。

講師プロフィール
大学卒業後、電気メーカーに勤務。製品評価、マーケティング調査等を担当し管理職を経験。その間、一男一女の子育てをしながら、仕事と家庭の両立を実践。
現在は厚生労働省委託「女性就業支援全国展開事業」において、「ワーク・ライフ・バランス」等をテーマに、全国の自治体、男女共同参画センター等で講座を実施している。



備えあれば憂いなし！災害が起きたとき、あなたはどうしますか？



夏から秋にかけては、台風や秋雨前線がもたらす水害や土砂崩れが心配になりますね。
他にも地震など、災害はいつやってくるか分かりません。災害には日頃の備えが大切です。

○非常用持ち出し袋の準備はできていますか？

非常用持ち出し袋には、みんなが使う物以外にも「“自分だから”必要な物」も考えて入れておきましょう。処方薬など事前に袋に入れられない物は忘れないようにメモを貼っておくなどしましょう。

例

高齢者世帯	お薬手帳のコピー、老眼鏡、うがい薬、入れ歯やその洗浄剤　など
子育て世帯	お菓子、おもちゃ、離乳食、おむつ、おしりふき　など
女性	ハンドクリーム、生理用品、おりものシート、下着　など
男性	ひげそり用品　など



○避難する場所は決めていますか？

避難する場所によって準備物も異なってきます。それぞれのメリット・デメリットをよく考えて検討しましょう。

	在宅避難（2階への垂直避難等）	避難所	車中泊
メリット	プライバシーの確保、外に持ち出し出来ない物が使える。	情報が手に入る、支援物資の受取が可能。	プライバシーの確保、移動が可能、充電可能。
デメリット	支援物資の受取困難、情報不足、逃げ遅れる可能性。	プライバシーの確保が難しい。	行政からの把握遅れ、支援物資の受取が困難、情報不足。



防災に興味がある人にオススメ！
【お知らせ】男女がともに考える「はばたきセミナー」第２講座　を開催します！
自分と大切な人を守る防災
～女性・乳幼児とその保護者・障がい児・アレルギー患者の視点で考える～



日にち：９月１７日（火）
時　間：午後１時３０分～３時
講　師：辻（つじ）　由起子（ゆきこ）　さん（ほくせつ親子防災部代表　社会福祉士）
場　所：ハピネスふくちやま３階（男女共同参画センター）会議室１

自分の「命」は自分で守る。まずは自助[※1]からはじめましょう！その上で、共助[※2]を学びましょう！
地域には、乳幼児を抱えた人や、アレルギー体質の子どもなど、さまざまな事情がある人がいます。そのような人たちが何に困っているのか一緒に学びましょう。

※1 自助：自分で自分の身を助けること
※2 共助：共に助け合うこと

講師プロフィール
仕事、育児、家事をこなしながら、通信教育で大学を２回卒業。娘は重度の喘息持ちで中学校は不登校の経験を持つ。リスクだらけの子育て経験と、小・中学校の相談員の経験から、全ての人が子育てを楽しめる社会をめざして現在活動中。

９月～１１月の無料相談などのお知らせ

女性相談（木曜日）

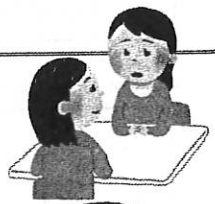
女性問題専門カウンセラーが一緒に考え、サポートします。相談はプライバシーの守られる場所で、言いたくないことは言わない権利も尊重します。

日にち：　９月　５日、１９日
　　１０月　３日、１７日、３１日
　　１１月１４日、２８日
時　間：午後１時～４時
※１人１時間、各日３人まで
場　所：男女共同参画センター
事前予約制 先着順

女性弁護士による女性法律相談（水曜日）

女性の人権を守り、安心・安全に暮らすために、法律相談を受けてみませんか？秘密は固く守ります。

日にち：　９月２５日、１０月３０日
　　１１月２７日
時　間：午後１時～４時
※１人４５分、各日４人まで
※原則１人１回
場　所：男女共同参画センター
事前予約制 先着順



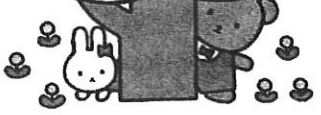
性別にこだわらない相談

専門のカウンセラーが一緒に考えサポートします。相談は無料・秘密厳守・電話相談可（通話料は個人負担）です。

日にち：１０月１７日（木曜日）
時　間：午後１時～４時
※１人１時間、各日３人まで
場　所：男女共同参画センター
※性別にこだわらず、どなたでも相談していただけます。
事前予約制 先着順



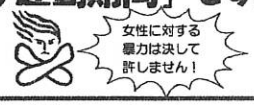
お問い合わせ・予約
福知山市地域振興部
人権推進室・男女共同参画センター
福知山市字内記１００番地
ハピネスふくちやま３階
ＴＥＬ　0773-24-7022
ＦＡＸ　0773-23-6537
E-mail　jinken@city.fukuchiyama.lg.jp



福知山市男女共同参画センター情報紙
No.18 令和元年11月
はばたき

11月12日～25日は
「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。

どんな事情があっても、暴力をふるうことは絶対に許されません。自分のことを大切にするのと同じように、相手のことも大切にしましょう



DVを知ってください

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や交際相手など親密な関係にあるパートナーから行われる暴力的行為のことです。DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、単なる喧嘩ではなく、暴力と脅しによって相手を支配し、コントロールしようとするものです。相手が配偶者や交際相手だからといって、どんな暴力もふるうことは許されません。

また、DVとは身体を傷つける暴力だけではありません。下記のようにいろいろな種類の暴力（※）があり、これらの暴力は1つだけではなく、複合的に行われることが多いです。

※暴力の種類

- ○身体的暴力：殴る、髪をひっぱるなど身体を傷つける暴力
- ○精神的暴力：脅す、黙らせるなど心を傷つける暴力
- ○性的暴力：避妊に協力しないなど性を強要する暴力
- ○社会的暴力：行動に制限をかけるなど監視して社会から孤立させる暴力
- ○経済的暴力：生活費を渡さないなど経済的に困らせる暴力
- ○子どもを巻き込んだ暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもを置いて出て行けと言うなど

相談窓口はこちら



人権推進室 平日8:30～17:15	TEL24-7022
京都府北部家庭支援センター 平日9:00～17:00	DV専用電話 22-9911
福知山警察署 24時間対応	TEL22-0110

―ひとりで抱えこまないで

DV被害の深刻化を防ぐためには、早期の対応が大切です。

「これってDVじゃないかな？」と思ったら、一人で悩まないで相談してください。相談内容や秘密は固く守ります。

※命の危険がある場合は迷わず１１０番してください。

お知らせ！

男女がともに考える「はばたきセミナー」第3講座を開催します！



テーマ：「サバイバーが語る性暴力・DV・虐待」
～心の痛みに気づき自分らしい生き方をみつけるまで～
日にち：令和元年１１月１１日（月）午後1時３０分～3時
場　所：ハピネスふくちやま3階会議室1（福知山市役所横）
講　師：柳谷（やなぎたに）　和美（かずみ）さん（おやこひろば桜梅桃李（おうばいとうり）代表・心理カウンセラー）

プロフィール

幼少期の性暴力被害、両親からの精神的・身体的暴力により自暴自棄な思春期を過ごし、18歳から21歳にかけてデートDV被害、うつ状態、アルコール依存、離婚、子連れ再婚などを経験。

２００６年カウンセラー資格を取得、２００８年子どもへの虐待防止、母親の横のつながりや心のケアを目的とした「おやこひろば桜梅桃李」を立ちあげた。

入場無料！
申込不要！

※サバイバーとは？
事故や事件、災害などに遭いながら生き延びた人。
ここではDV被害を生き抜いた勇気をたたえ、敬意をこめて「被害経験者」のことをサバイバーと呼びます。

お知らせ！

管理職・人事担当者向け女性活躍セミナーを開催します！



テーマ：「女性活躍推進は経営をどう変えるか！」
日にち：令和元年１２月１１日（水）午後1時３０分～午後3時１５分
場　所：ハピネスふくちやま3階会議室2（福知山市役所横）
講　師：福井（ふくい）　正樹（まさき）さん（合同会社WLBC関西　執行役員）

プロフィール

出版社の編集長を経て、出版社を10年間経営。その後、義父の介護のため人生をリセットし、鳥取へ移住。建設会社の経営に携わり現職。全国の行政や企業にコンサルティングや社内研修を行い、年間200本以上の講演活動を実施。

参加無料

11月19日～25日は京都ワーク・ライフ・バランスウィークです。

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させることが大切です。

ひとりひとりが、仕事も、人生も、生き生きと楽しめる社会にしていきましょう。

「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、仕事のやり方を何かひとつ、今日から変えてみませんか？



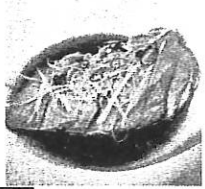
報告



◎男女がともに考える「はばたきセミナー」第2講座
テーマ：「自分と大切な人を守る防災」
～女性・乳幼児とその保護者・障がい児・アレルギー患者の視点で考える～
日にち：令和元年9月17日（火）午後1時30分～3時
講　師：辻（つじ）　由起子（ゆきこ）さん（ほくせつ親子防災部代表　社会福祉士）
内　容：災害を自分ごととして考え、自分の命を自分で守るため、また、いつ被災しても大丈夫なように心構えや備蓄などの準備をしておくことの大切さについて伝えていただきました。



また、非常食での食物アレルギーへの注意や100円均一商品で揃えることができる防災グッズの展示紹介など、実際に役立つ知識を多く話していただき、参加者からは防災について考えを改めたという声が多く聞かれました。



おとう飯（はん）！「鶏肉のレンジ蒸し生姜（しょうが）風味！」

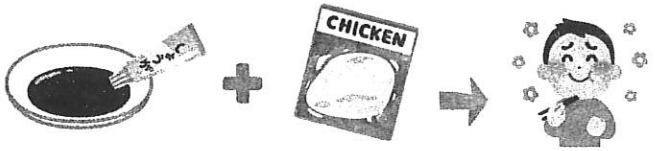
簡単に、手間をかけず、多少見た目が悪くても美味しければそれで良い。それが“おとう飯”！今回紹介するのは・・・

材料

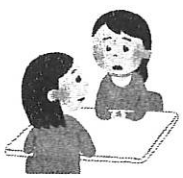
鶏胸肉　1枚
※タレ
・チューブ生姜　5cm
・醤油　大さじ2
・砂糖　大さじ2
・ごま油　大さじ1

作り方

1：耐熱容器にタレの材料を全て入れ混ぜ合わせ、鶏胸肉を10分ほど漬けておく
2：ふんわりとラップしてレンジ600ワットで6分加熱し、10分ほど放置して粗熱を取る
3：食べやすい大きさで、斜めにスライスして完成！
◎白髪ねぎや糸唐辛子を乗せるとさらに美味しさアップ！



11～2月の相談のお知らせ



福知山市女性相談（各日木曜日）

女性問題専門カウンセラーが一緒に考え、サポートします。相談はプライバシーの守られる場所で言いたくないことは言わない権利も尊重します。一度相談してみませんか？

日にち：11月14日・28日、
12月12日、1月16日
2月13日・27日
時　間：午後1時～4時
※1人1時間、各日3人まで、要予約
場　所：男女共同参画センター

福知山市女性弁護士による女性法律相談（各日水曜日）

女性の人権を守り、安心・安全に暮らすためにどのような法制度が利用できるか法律相談を受けてみませんか？秘密は固く守ります。安心してご相談下さい。

日にち：11月27日、1月29日
時　間：午後1時～4時
※1人45分、各日4人まで、要予約
※原則1人1回まで。
場　所：男女共同参画センター

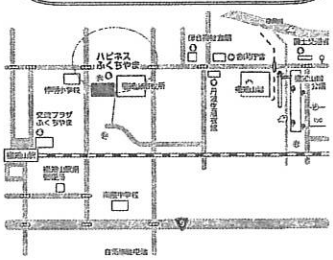
男性のための電話相談

男性だから弱音を吐いてはいけないと思っていませんか?仕事・生き方・人間関係・夫婦関係など、安心して相談してください。

日にち:11月16日(土)、1月20日(月)、2月15日（土）
相談時間：土曜日 午前10時30分～12時
月曜日 午後　5時30分～7時
相談員：男性の臨床心理士
※1枠30分、各日3人まで、要予約
※相談無料。ただし、電話代は個人負担。
電　話：0773-24-7022

お問い合わせ
福知山市地域振興部
人権推進室 男女共同参画センター
福知山市字内記100番地
（ハピネスふくちやま3階）
電話：0773-24-7022
FAX：0773-23-6537





男女共同参画センター情報誌

はばたき

NO.19
令和２年３月

知っていますか？
アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）

２０１５年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択され、国連加盟国１９３ヶ国が１７のゴール（目標）としてSDGsを掲げました。SDGsでは目標５として「ジェンダー平等を実現しよう」とあります。

しかし、２０１９年のジェンダーギャップ指数（GGI）のランキングでは、日本は１５３ヶ国中１２１位となり、他国では急速に男女格差が縮小しているのに比べて、日本の変化が極めて遅いことが明らかとなりました。

日本ではまだまだ男女格差があり、女性活躍推進が進んでいないのが現状です。その大きな弊害となっているものこそ、アンコンシャス・バイアスです。アンコンシャス・バイアスは「無意識の偏見」「無意識の思い込み」と訳されます。育つ環境や所属する集団の中で、知らず知らずのうちに多くの人が持つようになった思い込みや偏った物事の見方を指します。例えば、「男だから強くないといけない」「女だから控えめにしないといけない」などがあります。このアンコンシャス・バイアスは、日常生活のありとあらゆる所で働いています。では、実際に自らの持つアンコンシャス・バイアスをチェックしてみましょう。

こんなことを思ったことがありませんか？

□男性はリーダーシップがないといけない
□女性は世話好きで気遣いが得意だ
□男は度胸・女は愛嬌が大切
□家事や育児は女性が主に担うものである
□母親だから仕事よりも家庭を優先する
□昇進を望む女性は男性と違い少ないと思う
□男性は理系、女性は文系
□女性は料理上手であるべきだ
□野球やサッカーなどは男性向けのスポーツだ

当てはまる□に☑してみましょう



豆知識
アンコンシャス・バイアスは 2000 年前後から着目されてきた比較的新しい概念です。特に大きな貢献をしたのは、ダニエル・カーネマン、バージニア・バリアン、ナンシー・ホプキンスがいます。ダニエル・カーネマンの 1982 年の著書に初めて Unconscious bias という概念が出てきます。

こんな言葉を言ったことがありませんか？

□女の子なんだからお行儀良くしなさい
□男のくせに頼りないな、しっかりしてよ
□女の子なんだから、もっと可愛い服装にしたら
□男は泣くな！
□女の幸せは結婚よ
□男なんだからいい大学に入ってもらわないとね

いくつ当てはまりましたか。意外と多くの項目にチェックが入った人もいるのではないでしょうか。

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあるもので、あること自体が悪いものではありません。問題なのは、気づかないうちに「決めつけ」たり「押し付け」たりしてしまうことです。それが無意識のうちに相手を傷つけたり、差別をしたりすることに繋がっているのです。「男だから」「女だから」というアンコンシャス・バイアスが、女性活躍推進を妨げているとともに男性にとっても生きづらい社会を生んでいます。男性と女性双方がアンコンシャス・バイアスを自覚し、意識することでその弊害を抑えていくことが大切です。

男女共同参画、女性活躍、多様化など様々な変化が求められる現代において自分の思考の前提を疑い、新しい経験や知識を取り入れ視野を広げていきませんか。

【参考文献】
『無意識のバイアス-Unconscious Bias-を知っていますか？』男女共同参画学協会連絡会著（2019）
https://www.djrenrakukai.org/doc_pdf/2019/UnconciousBias_leaflet.pdf

3月の無料相談

問合せ先
福知山市役所人権推進室　男女共同参画センター
〒620-0035　福知山市字内記100番地
ハピネスふくちやま３階
TEL：0773-24-7022



★女性相談（3月26日）
DV・ストーカー・セクハラ・離婚・家庭など女性の抱えている悩みならどんなことでもかまいません。
時間：午後１時～４時
※１人１時間、３人まで（要予約）

★性別にこだわらない相談（3月26日）
あなたの性別にこだわらず相談していただけます。
時間：午後１時～４時
※１人１時間、３人まで（要予約）

★女性弁護士による女性法律相談（3月25日）
時間：午後１時～４時
※１人４５分、４人まで（要予約）
※原則１人１回

★男性のための電話相談（3月23日）
相談員：男性の臨床心理士
時間：午後5時３０分～７時
※１人３０分、３人まで（要予約）
※電話代は個人負担

第22回 はばたきフェスティバル開催 レポート



～自分らしく生きるために　つなごう未来へ～

令和2年2月16日（日）
第２２回はばたきフェスティバル実行委員会・福知山市主催で、はばたきフェスティバルを開催しました。

フェスティバル開催の目的
一人ひとりが互いに人権を尊重し、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会をめざして策定された福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン２０１１後期計画」推進事業の一環として、男女共同参画社会の実現に向けた情報の交換や交流を図ることでさまざまな世代の理解を深め、すべての人が幸せを実感でき、自分らしく生きられる福知山市をめざして第２２回はばたきフェスティバルを開催しました。

午前の部（１０時～１２時４５分）

やってみよう！脳トレ・健康麻雀、男性の料理教室、子ども向けお楽しみコーナー（絵本の読み聞かせ・バルーンアート）、バザー、講座と寸劇「電話で現金、それは詐欺！！」、手作りコーナー、カフェ、体操スワロビクス、笑いヨガ

参加者の声
- 皆さんが協力し合って頑張ってイベントされている！
- 講座と寸劇は笑いを誘い、楽しみながら学ばせていただいた。
- 子どもづれも多く、大変なにぎわいで良かった。
- 男性料理教室に参加した。いちょう切りを覚えられたし、体にやさしい具沢山の味噌汁、厚揚げサラダも食べやすくおいしかった。

イベントの売り上げのうち
8,000円 を社会福祉法人福知山市社会福祉協議会に寄付しました。



参加者全員で「おとう飯」ロゴ入りのバンダナをつけて料理をしました！
（男性の料理教室）
まいう～





麻雀の経験有無にかかわらず、大盛り上がり！大きな麻雀牌でロン！
（やってみよう！脳トレ・健康麻雀）
ざわ…ざわ…



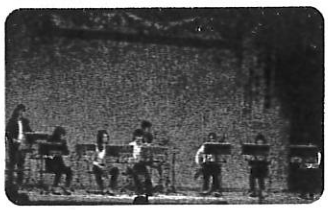


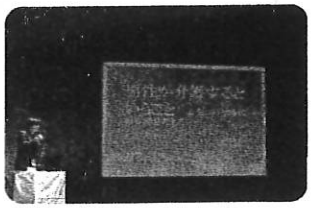
午後の部（13時～）

オープニング　福知山公立大学吹奏楽サークル「トゥッティ」による演奏
講演　テーマ：『男性介護者の問題について』
講師：津止　正敏さん（立命館大学産業社会学部現代社会学科教授）



参加者の声
- トゥッティさんの演奏は初めてだったが、良い演奏だった。ありがとう。
- 男性介護者をめぐる状況・課題を初めて知れ、良い話だった。
- 高齢化社会への警鐘などが勉強になり、ジェンダーへの考えに気づきが出た。
- わかりやすく、心に響きました。
- これからの介護として男性介護者がもっと重視される中で「ながら介護」の理解、サポートが必要になると思う。





〒620-0035 福知山市役所人権推進室男女共同参画センター
福知山市字内記 100 番地 ハピネスふくちやま３階　TEL：0773-24-7022